

大蔵委員會議録 第五号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)
午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 小川 平二君
理事 鴨田 宗一君 理事 細田 義安君
理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君
理事 辻原 弘市君 理事 平岡忠次郎君
理事 横山 利秋君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君
大久保武雄君 岡田 修一君
金子 一平君 久保田藤麿君
田澤 吉郎君 高見 三郎君
永田 亮一君 濱田 幸雄君
藤井 勝志君 坊 秀男君
吉田 重延君 有馬 輝武君
石村 英雄君 佐藤顯次郎君
広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君
武藤 山治君 村山 喜一君
安井 吉典君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君
大蔵事務官 上林 英男君
大蔵事務官 坂村 吉正君
農林事務官 坂村 吉正君
農林經濟局長 坂村 吉正君
委員外の出席者
大蔵事務官 谷川 宏君
大蔵事務官 田辺 博通君
日本専売公社総 阪田 泰二君
日本専売公社理 坂口 精君
事(生産部長)

日本専売公社塩 小林 章君
脳部長 小川 平二君
専 門 員 坂井 光三君

十月十七日

委員田原春次君辞任につき、その補
欠として村山喜一君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員村山喜一君辞任につき、その補
欠として田原春次君が議長の指名で
委員に選任された。

十月十六日

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀
貴君外十一名提出、衆議院第八号)
同月十三日
貸金業法の制定に関する請願(伊藤
郷一君紹介)(第二八六号)
合成清酒の名称変更等反対に関する
請願(秋山利恭君紹介)(第二八七号)
同(有田喜一君紹介)(第二八八号)
同(宇野宗佑君紹介)(第二八九号)
同(大上司君紹介)(第二九〇号)
同(大倉三郎君紹介)(第二九一号)
同(岡田修一君紹介)(第二九二号)
同(岡本茂君紹介)(第二九三号)
同(岡本三郎君紹介)(第二九四号)
同(西村榮一君紹介)(第二九五号)
同(西村榮一君紹介)(第二九六号)
同(西村榮一君紹介)(第二九七号)
同(西村榮一君紹介)(第二九八号)
同(西村榮一君紹介)(第二九九号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇一号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇二号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇三号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇四号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇五号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇六号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇七号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇八号)
同(西村榮一君紹介)(第三〇九号)
同(西村榮一君紹介)(第三一〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三一一号)
同(西村榮一君紹介)(第三一二号)
同(西村榮一君紹介)(第三一三号)
同(西村榮一君紹介)(第三一四号)
同(西村榮一君紹介)(第三一五号)
同(西村榮一君紹介)(第三一六号)
同(西村榮一君紹介)(第三一七号)
同(西村榮一君紹介)(第三一八号)
同(西村榮一君紹介)(第三一九号)
同(西村榮一君紹介)(第三二〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三二一号)
同(西村榮一君紹介)(第三二二号)
同(西村榮一君紹介)(第三二三号)
同(西村榮一君紹介)(第三二四号)
同(西村榮一君紹介)(第三二五号)
同(西村榮一君紹介)(第三二六号)
同(西村榮一君紹介)(第三二七号)
同(西村榮一君紹介)(第三二八号)
同(西村榮一君紹介)(第三二九号)
同(西村榮一君紹介)(第三三〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三三一号)
同(西村榮一君紹介)(第三三二号)
同(西村榮一君紹介)(第三三三号)
同(西村榮一君紹介)(第三三四号)
同(西村榮一君紹介)(第三三五号)
同(西村榮一君紹介)(第三三六号)
同(西村榮一君紹介)(第三三七号)
同(西村榮一君紹介)(第三三八号)
同(西村榮一君紹介)(第三三九号)
同(西村榮一君紹介)(第三四〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三四一号)
同(西村榮一君紹介)(第三四二号)
同(西村榮一君紹介)(第三四三号)
同(西村榮一君紹介)(第三四四号)
同(西村榮一君紹介)(第三四五号)
同(西村榮一君紹介)(第三四六号)
同(西村榮一君紹介)(第三四七号)
同(西村榮一君紹介)(第三四八号)
同(西村榮一君紹介)(第三四九号)
同(西村榮一君紹介)(第三五〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三五一号)
同(西村榮一君紹介)(第三五二号)
同(西村榮一君紹介)(第三五三号)
同(西村榮一君紹介)(第三五四号)
同(西村榮一君紹介)(第三五五号)
同(西村榮一君紹介)(第三五六号)
同(西村榮一君紹介)(第三五七号)
同(西村榮一君紹介)(第三五八号)
同(西村榮一君紹介)(第三五九号)
同(西村榮一君紹介)(第三六〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三六一号)
同(西村榮一君紹介)(第三六二号)
同(西村榮一君紹介)(第三六三号)
同(西村榮一君紹介)(第三六四号)
同(西村榮一君紹介)(第三六五号)
同(西村榮一君紹介)(第三六六号)
同(西村榮一君紹介)(第三六七号)
同(西村榮一君紹介)(第三六八号)
同(西村榮一君紹介)(第三六九号)
同(西村榮一君紹介)(第三七〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三七一号)
同(西村榮一君紹介)(第三七二号)
同(西村榮一君紹介)(第三七三号)
同(西村榮一君紹介)(第三七四号)
同(西村榮一君紹介)(第三七五号)
同(西村榮一君紹介)(第三七六号)
同(西村榮一君紹介)(第三七七号)
同(西村榮一君紹介)(第三七八号)
同(西村榮一君紹介)(第三七九号)
同(西村榮一君紹介)(第三八〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三八一号)
同(西村榮一君紹介)(第三八二号)
同(西村榮一君紹介)(第三八三号)
同(西村榮一君紹介)(第三八四号)
同(西村榮一君紹介)(第三八五号)
同(西村榮一君紹介)(第三八六号)
同(西村榮一君紹介)(第三八七号)
同(西村榮一君紹介)(第三八八号)
同(西村榮一君紹介)(第三八九号)
同(西村榮一君紹介)(第三九〇号)
同(西村榮一君紹介)(第三九一号)
同(西村榮一君紹介)(第三九二号)
同(西村榮一君紹介)(第三九三号)
同(西村榮一君紹介)(第三九四号)
同(西村榮一君紹介)(第三九五号)
同(西村榮一君紹介)(第三九六号)
同(西村榮一君紹介)(第三九七号)
同(西村榮一君紹介)(第三九八号)
同(西村榮一君紹介)(第三九九号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇一号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇二号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇三号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇四号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇五号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇六号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇七号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇八号)
同(西村榮一君紹介)(第四〇九号)
同(西村榮一君紹介)(第四一〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四一一号)
同(西村榮一君紹介)(第四一二号)
同(西村榮一君紹介)(第四一三号)
同(西村榮一君紹介)(第四一四号)
同(西村榮一君紹介)(第四一五号)
同(西村榮一君紹介)(第四一六号)
同(西村榮一君紹介)(第四一七号)
同(西村榮一君紹介)(第四一八号)
同(西村榮一君紹介)(第四一九号)
同(西村榮一君紹介)(第四二〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四二一号)
同(西村榮一君紹介)(第四二二号)
同(西村榮一君紹介)(第四二三号)
同(西村榮一君紹介)(第四二四号)
同(西村榮一君紹介)(第四二五号)
同(西村榮一君紹介)(第四二六号)
同(西村榮一君紹介)(第四二七号)
同(西村榮一君紹介)(第四二八号)
同(西村榮一君紹介)(第四二九号)
同(西村榮一君紹介)(第四三〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四三一号)
同(西村榮一君紹介)(第四三二号)
同(西村榮一君紹介)(第四三三号)
同(西村榮一君紹介)(第四三四号)
同(西村榮一君紹介)(第四三五号)
同(西村榮一君紹介)(第四三六号)
同(西村榮一君紹介)(第四三七号)
同(西村榮一君紹介)(第四三八号)
同(西村榮一君紹介)(第四三九号)
同(西村榮一君紹介)(第四四〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四四一号)
同(西村榮一君紹介)(第四四二号)
同(西村榮一君紹介)(第四四三号)
同(西村榮一君紹介)(第四四四号)
同(西村榮一君紹介)(第四四五号)
同(西村榮一君紹介)(第四四六号)
同(西村榮一君紹介)(第四四七号)
同(西村榮一君紹介)(第四四八号)
同(西村榮一君紹介)(第四四九号)
同(西村榮一君紹介)(第四五〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四五一号)
同(西村榮一君紹介)(第四五二号)
同(西村榮一君紹介)(第四五三号)
同(西村榮一君紹介)(第四五四号)
同(西村榮一君紹介)(第四五五号)
同(西村榮一君紹介)(第四五六号)
同(西村榮一君紹介)(第四五七号)
同(西村榮一君紹介)(第四五八号)
同(西村榮一君紹介)(第四五九号)
同(西村榮一君紹介)(第四六〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四六一号)
同(西村榮一君紹介)(第四六二号)
同(西村榮一君紹介)(第四六三号)
同(西村榮一君紹介)(第四六四号)
同(西村榮一君紹介)(第四六五号)
同(西村榮一君紹介)(第四六六号)
同(西村榮一君紹介)(第四六七号)
同(西村榮一君紹介)(第四六八号)
同(西村榮一君紹介)(第四六九号)
同(西村榮一君紹介)(第四七〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四七一号)
同(西村榮一君紹介)(第四七二号)
同(西村榮一君紹介)(第四七三号)
同(西村榮一君紹介)(第四七四号)
同(西村榮一君紹介)(第四七五号)
同(西村榮一君紹介)(第四七六号)
同(西村榮一君紹介)(第四七七号)
同(西村榮一君紹介)(第四七八号)
同(西村榮一君紹介)(第四七九号)
同(西村榮一君紹介)(第四八〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四八一号)
同(西村榮一君紹介)(第四八二号)
同(西村榮一君紹介)(第四八三号)
同(西村榮一君紹介)(第四八四号)
同(西村榮一君紹介)(第四八五号)
同(西村榮一君紹介)(第四八六号)
同(西村榮一君紹介)(第四八七号)
同(西村榮一君紹介)(第四八八号)
同(西村榮一君紹介)(第四八九号)
同(西村榮一君紹介)(第四九〇号)
同(西村榮一君紹介)(第四九一号)
同(西村榮一君紹介)(第四九二号)
同(西村榮一君紹介)(第四九三号)
同(西村榮一君紹介)(第四九四号)
同(西村榮一君紹介)(第四九五号)
同(西村榮一君紹介)(第四九六号)
同(西村榮一君紹介)(第四九七号)
同(西村榮一君紹介)(第四九八号)
同(西村榮一君紹介)(第四九九号)
同(西村榮一君紹介)(第五〇〇号)

- 同(森田重次郎君紹介)(第四四九号)
- 同(八百板正君紹介)(第四五〇号)
- 同(柳谷清三郎君紹介)(第四五一号)
- 同(山田彌一君紹介)(第四五二号)
- 同(山中日露史君紹介)(第四五三三三)
- 同(吉村吉雄君紹介)(第四五四号)
- 同(早稻田柳右二門君紹介)(第四五五号)
- 同(足鹿登君紹介)(第四八六号)
- 同(井村重雄君紹介)(第四八七号)
- 同(石村英雄君紹介)(第四八八号)
- 同(植木庚子郎君紹介)(第四八九号)
- 同(大森玉木君紹介)(第四九〇号)
- 同(岡良一君紹介)(第四九一号)
- 同(黒田壽男君紹介)(第四九二二二)
- 同(佐伯宗義君紹介)(第四九三三三)
- 同(佐野憲治君紹介)(第四九四四四)
- 同(坂田英一君紹介)(第四九五五五)
- 同(藤原雄次君紹介)(第四九六六六)
- 同(正力松太郎君紹介)(第四九七七七)
- 同(堂森芳夫君紹介)(第四九八八八)
- 同(内藤隆君紹介)(第四九九九九)
- 同(中村英男君紹介)(第五〇〇〇〇)
- 同(福田一君紹介)(第五〇一〇一)
- 同(細迫兼光君紹介)(第五〇二二二)
- 同(松村謙三君紹介)(第五〇三三三)
- 同(南好雄君紹介)(第五〇四四四)
- 同(山崎始男君紹介)(第五〇五五五)
- 同(和田博雄君紹介)(第五〇六六六)
- 同(安倍晋太郎君紹介)(第五〇七七七)
- 同(逢澤寛君紹介)(第五〇八八八)
- 同(赤澤正道君紹介)(第五〇九九九)
- 同(内海清君紹介)(第五一〇一〇一)
- 同(小川半次君紹介)(第五一〇二二二)
- 同(小澤太郎君紹介)(第五一〇三三三)
- 同(大橋武夫君紹介)(第五一〇四四四)
- 同(大村清一君紹介)(第五一〇五五五)
- 同(小枝一雄君紹介)(第五一〇六六六)
- 同(櫻内義雄君紹介)(第五一〇七七七)

同(周東英雄君紹介)(第五五五五五)
同(田中龍夫君紹介)(第五五六六六)
同(高橋等君紹介)(第五五七七七)
同(竹下登君紹介)(第五五八八八)
同(徳安實藏君紹介)(第五五九九九)
同(橋本龍伍君紹介)(第五六〇〇〇)
同(藤井勝志君紹介)(第五六一一一)
同(藤原節夫君紹介)(第五六二二二)
同(古井喜實君紹介)(第五六三三三)
同(星島二郎君紹介)(第五六四四四)
同(細田吉藏君紹介)(第五六五五五)
国民年金積立金による特別還元融資
わく拡大に関する請願(橋本龍伍君
紹介)(第三二〇号)
しより願事業転売業者の補償に関す
る請願(村山喜一君紹介)(第四七四
号)
同(金子岩三君紹介)(第五二六六六)
同(床次徳三君紹介)(第五二七七七)
陶磁器の物品税撤廃に関する請願
(池田清志君紹介)(第五二七七八)
酒税引下げに関する請願(池田清志
君紹介)(第五二七八八)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
農業近代化助成資金の設置に関する
法律案(内閣提出第一〇号)
専売事業に関する件

○小川委員長 これより会議を開きま
す。
農業近代化助成資金の設置に関する
法律案を議題といたします。
質疑の通告があります。これを許し
ます。石村英雄君。
○石村委員 この農業近代化助成資金
の設置に関する法律案についてお尋ね

します。この資金というものは財政法
の四十四条に基づいた資金だと思いま
すが、そうなんですか。
○上林政府委員 さようでございま
す。
○石村委員 現在財政法の四十四条に
基づいてできておる資金というのは、
ほかにどんなものがありますか。
○上林政府委員 財政法四十四条に基
づきます資金はその他いろいろござ
います。たとえば特別会計に所属いた
しております資金といたしましては、
外為特別会計におきます外国為替資
金、それから資金運用部資金、国債整
理基金、そのほか国有財産特殊整理資
金、産業投資特別会計の資金、その他
いろいろあるわけがございます。
それから一般会計に所属いたします
る資金は、御存じの経済基盤強化資金
とか、特別調達資金とか、国税収納整
理資金、それから今回お願いいたして
おります農業近代化助成資金でござ
います。
○石村委員 これはみんな四十四条に
基づく資金ということですが、この
財政法には資金とはどういふものと
いう定義がないのです。現在それぞれ
置かれておる資金というもののから、資
金とは何ぞやというものを明らかにす
るよりはかしようがないと思えます
が、大体この財政法にいう特別資金の
性格と申しますか、定義と申します
か、そういうものをちよつと御説明願
いたいと思ひます。
○上林政府委員 御指摘の通り、ただ
いまの財政法四十四条には資金の定義
はございません。この条文は明治時代
の会計法、あるいは大正時代の会計法
そのまゝを継承した法律でござい

ます。従ひまして、この資金の性格に
つきましては、古くからいろいろと説
あるいは議論があるところでございま
すが、一般的に申し上げると、一
会計年度内に消費し尽くすことがない
意思をもって保有される金銭であると
言われております。また、その性格と
いたしましては、一般の国庫金と区別
して運用する特定の目的を有する、あ
るいは歳入歳出外として経理されると
いうような性質をあげられておるわけ
でございます。
○石村委員 ちよつとわかりにくい資
金の内容ですが、大体資金の増減と
か、あるいは現在額というようなもの
が、今度の法律のこの農業近代化資金
には第八条で決算の場合これを作れ、
こうあるわけですが、ほかのいろいろた
くさんある資金は必ずしもこういうよ
うな規定ができていないように思うの
です。全部そうになっているかどうか、
これは私よく存じませんが、ちよつと
見たところでは必ずしも全部の資金に
ついて決算に増減表というものがつい
ていないように思う。これはどうい
うことなんですか。実際は全部ついて
いるんですか、それともばらばらで、あ
るものについては資金の増減がはつき
りするようになっており、あるものに
ついては全然わけがわからぬというよ
うな形で現在法律が作られているもの
かどうか、御説明をお願いしたい。
○上林政府委員 資金の中にはいろ
ろと性格の異なるものがございま
すが、ただいま御指摘になりました点に
つきましては、農業近代化資金ある
いは経済基盤強化資金、これは実質的
に今からつぎになっておりますが、そ
ういうものにつぎましては資金の増減

を早くいたしますことが容易でもござ
いますし、今御指摘のような規定を設
けていくわけではございませぬが、資金の
性質によりましては、全く歳計外で運
用されまざるものもございましてこ
で、必ずしも資金残高につきましてこ
のような明文を設けておらないものも
ございませぬ。しかし、この決算書そ
れ他をごらんいただきますれば、資金残
高の程度あったかということはわか
りいただけるようになっておると考
えております。
○石村委員 大蔵省の専門家がごらん
になればわかるかと思うのですが、わ
れわれしろうとが見るとさっぱりわか
らないのであります。せつかく特別の
資金として財政法で許されたものが、
決算あるいは予算審議のときに、現在
額がどのようにあるか、また、特に予
算の審議のときには、本年度中にどの
ような変化をするかというところがわ
らなければ私には困ると思うのです。十
分研究しておりますが、たとえば産
業投資特別会計ですね、あれは資金が
ありますが、これを見ますと、このご
る予算書には増減表が参考のためかど
うか知りませんが、最近のものにはつ
いております。ところが決算書にはど
うもないように思う。法律を見まして
も、産業投資特別会計の法律も、私が
ちよつと見たところでは、資金の変化
については決算で明らかにしろというこ
とは出ておりません。ちよつと今度の
農業近代化資金のような条文がないよ
うに見受けられます。これは絶対にな
いとは申しませんが、私の見落としがあ
るかもしれませぬが、まあそのように
見受けまます。いろいろ資金を設け、し
かも特別資金というものがたか場合

によつては問題になるわけです。その変化というものが予算審議の場合、あるいは決算の場合に明瞭でない、わかりやすく書かれていないというところは非常に欠点だと思ふ。決算を見ましたらわかる、こういうことですが、ちよつと私はわからないと思ひます。私が今例にあげた産投について、私はけさちよつと三十四年度の決算書をあけてみました。あさちよつとあけて見るんですから、これも見落しがないとも言えませんが、ちよつとわかりにくいですね。あの貸借対照表でわかるかしらぬと思つて見たのですが、わからない。むしろ三十六年度の予算書についての方がわかりやすい。三十四年度の決算であるいはわかるかもしれませんが、ちよつと見たんじやさっぱりわからぬ。まあその当時資金はなかったのかもしれませんが、産投の特別会計法ではどうもそういうことが規定していないように思ふのです。これは私の見誤りかどうか、お尋ねいたします。

○上林政府委員 御指摘の通り産投資金につきましても、資金残高についての規定を設けておりません。ただ予算書には、私今ちよつと正確に記憶しておりませんが、貸借対照表などには資金がどのくらいあるかというようなことがわかるようになっておつたかと思ひますが、ただ産投資金につきましても、これを入れますときには、一般会計の歳出といたしまして御審議を経るという格好になっており、またこれを使いますときには産投会計の歳入に立て、さらに産投会計の歳出として使用するという格好になるわけでございますので、資金を設置し、あるいは使いますときには、必ず一般会計なり特別会計の歳入、歳出に立てまして御審議を経て、それを使つていくという建前をとつておるわけでございます。残高につきましても非常に明確になつておるわけでございます。これは確かに御指摘の通り、最初の作り方その他についていろいろ御議論のあることはよく尊重いたしまして、できるだけわかりやすいものにいたしたいと思つておりますが、今申しましたような格好で運営されておるわけでございますので、またもし資金の残高がどれだけあるかというあれがございますれば、いつでもお答え申し上げます。これは資料を差し上げるといふようなこととお許しをいただいておりますと思つておるわけでございます。

○石村委員 なるほど資金の中から一般会計あるいは特別会計に入れるときには、それぞれ幾ら入れるんだ、こういうことになるのは当然のことだと思ひますが、その場合に、資金の状況、これがわからないというところは困ります。産投については三十六年度予算書には確かに資金の増減表がついております。だが、この産投の特別会計法に決算にこれを明らかにしろということにきめていないのは、これは手落ちじやないかと思ひますが、あるいは産投の特別会計を作つた当初は、三条の二というものがあつた関係で、そこまで考えがあるいは及ばなかったのかどうか知りませんが、そんな関係ではないのですか。ほかの分について、造幣資金ですか、貨幣の関係の資金、これについての特別会計法には、決算書に増減表をつけるようにちゃんと出ている。この産投だけはないのは、これは手落ちかどうか、それとも必要性が全然ないという大蔵省の判断で義務づけていないのか、その点明確にしたいでございます。

○上林政府委員 御指摘の補助貨幣の回収準備資金につきましては、資金の内容と申しまするか、資金は大体原則として金銭でございますから、そのほか金銭が変つた原材料その他も資金の中に入るわけでございます。けれども、補助貨幣回収準備資金につきましては、地金その他いろいろなものが入つております関係で、その間の関係を明確にいたしますために、今御指摘のような規定があるものと考へておりますが、産投資金につきましても、先ほどから御説明申し上げておりますように、きつめて簡単な内容でございます。まして、その歳入歳出につきましても、すべて一般会計なり特別会計の歳入歳出に立てて御審議を願つた建前になつておるわけでございます。特にこの資金の表をつけるということをしなかつたものであるといふうに考へておるわけでございます。もちろんそう申し上げても、資金の残高が幾らあるかということがわからなくていいという意味ではないのでございまして、むしろ非常にわかりやすい部類に属してあり、また御質問でございますればいつでも御説明申し上げたいといふつもりでおるわけでございます。

○石村委員 聞けば教えてやろうというお話で、ありがたう言葉をお聞きいたしますが、資金がどうなつておるかというところは、実は議員の間では絶えず問題になることなんです。あの資金は一体幾らあるんだ、これは今度どうなるんだということが、われわれ予算に關係する場合に、実は絶えず問題になつてさっぱりわからないというものがお互いの間の座談的な言葉なんです。やはりぜひ決算にも明確にする、予算でも明確にするという措置を法律の改正を私はあえて必要と思ひます。法律の改正をするに越したことはないと思ひますが、大蔵省のほうからいって、予算の場合、決算書には法律にないといふけにいかもしれませんが、何らかの形で決算の場合わかるようにする。もし法律の改正をしなればならないような場合には、法律の改正をしていただいて、資金の変化、現在額が常に明瞭になるように一つ措置を講じていただきたい。これを法規課長にお願いしておきます。この点さういふお含みでもありますが、一応お考えを伺いたい。

○上林政府委員 資金の問題につきましても、なおいろいろ議論があるところでございます。研究をいたしておるわけでございます。なおかねてから御指摘をいたしております予算書の形式、あるいは決算書の形式をもっとわかりやすくしろというお話はごもっともでございます。私もいろいろ思つておるわけでございます。御指摘の点につきましても、よく検討いたしまして努力をいたしたいと思ひます。

○石村委員 今度は農林省関係に移ります。この資金は現在三十億ですね。この三十億は結局資金運用部に預託せられることになると思ひますが、これは資金運用部に何年定期くらいで運用されるお考えですか。

○田辺説明員 これはそのときの資金事情といひますか、そういうことで一がいに申し上げられないと思ひますが、大体長期七周年というものが基本になるだらうと思ひます。もつとも全部が七年というわけには参らないと思ひます。

○石村委員 そうすると、三十億の中を十億とか十五億とかいろいろ分けて、七年のものあれば、三年のものもある、五年のものもある、こういうやり方をなさる、こういうお考えなんですか。

○田辺説明員 概括的に申し上げますと、全部が全部七年のものにはならないだらう、しかし多くのものは七年のもの、長期のものとして預けられる、こういう工合に考へております。

○石村委員 ここの予算を見ますと、一億七千万円の一般会計への受け入れがあるようになっております。これは預託金利子の受け入れなんですか。

○田辺説明員 予定はその通りでございます。

○石村委員 現在の資金運用部資金法の四条を見ますと、七年以上の分は六%、五年から七年が五・五%、三年から五年が五%、こういうふうになっておりますが、一億七千万円の利子の収入というのを考へますと、大部分が七年以上ということにならないければ一億七千万円にはならない、そうなんです。

○田辺説明員 そうでございます。

○石村委員 ところで、一方農林省はこの一億七千万円をそっくり今年度で利子補給としてお出しになる歳出予算があるわけですか。これは大体何%ぐらゐの利子補給を今年度は考へられてお

るのか。従つてそのものと貸付総額はどのくらいを予定しておるか。また%がわかればとも出てくると思ひますが、御説明願ひたいと思ひます。

○坂村政府委員 おつしやる通り一応最初に予算を組みまして、この前の通常国会に提案をしたわけでございまして、そのときには本年度の融資総額を大体三百億と予定いたしておりました。それに対して国として一分の利子補給をやる、こういうことで計算をいたしますと、大体一億七千万で足りることになりますわけでございます。ただ実際問題といたしまして、今まで法律の実施が延びて参りましたので、そういう関係である程度数字の出入りはございまして、大体そういう金利の状態でも農林省の予定しております利子補給は間に合うという考へ方でございます。

○石村委員 三百億の総額で-%というのと、これは三億ですね。そうすると一億七千万というのはどういうことになるのですか。

○坂村政府委員 その点は、初年度でございまして、大体実施もある程度ですけれども、そういう関係で計算を半分に見ておるわけでございます。そういうような関係からいまして、大体一億七千万の金があれば間に合う、こういう計算にしております。

○石村委員 つまり今年度中に、計算上期間の関係で、全部一分にはならない、こういう趣旨だと思ひますが、そうすると、来年度からは-%というものがまるまる入ってくることになるわけですね。それは間違ひはないですね。

○坂村政府委員 その通りでございます。

ます。

○石村委員 そうすると、一億七千万円は今年、これは特にまた法律の成立が、これは関係もございまして、一億七千万円は全部つかえておるわけではないが、来年はつかえておる、こういうことになる、新しい貸付に対する利子補給は、やはりこの近代化資金を増額しなければいけないと思ひます。一分の補給というの是一年限りじゃないと思ひます。おそろく十年とか十五年とか、とにかく長期のものだと思ひます。ですから、政府の利子補給も一

○坂村政府委員 貸付のワクにつきましては、相当大幅な増加をしようというところで、現在農林省の考へておるものは五百億というところで一応の予定を立てまして、大蔵省に折衝しておる段階でございます。それに応じて利子補給の必要になりますところの資金の増額が必要になりますので、それは本年度の実施の状況等をも十分見まして、必要な資金は大蔵省に要求しよう、こういうことで準備をしておるわけでございます。

○石村委員 五百億というのは、この一応予定した三百億にプラス五百億なんですか、それともそれを含めての五百億、つまり近代化資金は、現在の農林省について、今年、来年については五百億あればいいという考へで、五百億か、別個の五百億か。

○坂村政府委員 三百億というのは、本年融資額としては使い切るつもりでございまして、それにプラスの五百億というつもりでございまして、百億というつもりでございまして、それは本年度化しないから、あるいはその通りの計算上の数字にはならないと思

考へておるのでございまして。それは来年度予算におきましては資金の増額を要請するというところで大蔵省にこの話をしよう、こういうことに実は考へておるのでございまして。

○石村委員 もちろん予算が決定したわけではないから、最終的のものかどうかというところはないわけですが、概算要求は八月三十一日までということになっておる。農林省として、この近代化資金を来年度どの程度追加する御復案で大蔵省と折衝していらつしやるか。

○坂村政府委員 貸付のワクにつきましては、相当大幅な増加をしようというところで、現在農林省の考へておるものは五百億というところで一応の予定を立てまして、大蔵省に折衝しておる段階でございます。それに応じて利子補給の必要になりますところの資金の増額が必要になりますので、それは本年度の実施の状況等をも十分見まして、必要な資金は大蔵省に要求しよう、こういうことで準備をしておるわけでございます。

います。かりにすぐ平年度化するものと仮定すると、明年度は五百億プラス、三百億は現在のなで済むわけなので、五百億だけの農業近代化資金を追加すればいい、こういうことになるわけですか。

○坂村政府委員 五百億ということは一応の予定でございまして、大蔵省と事務的な折衝の段階でございまして、最終決定ではございませぬけれども、かりに五百億ということに融資額をきめまされる場合には、そういうことになるわけでございます。

○石村委員 もちろん確定したなんていうことをお尋ねするわけではなくて、農林省として、農業近代化資金を幾らというところを見なければならぬ考へかというところを聞いておるのです。大蔵省が値切るだらうというところで山をかけたような話をしても困る。五百億なら五百億どうしても必要なら必要で大蔵省へおねだんないかれればいいので、減らすかもしれないから山をかけておこうなんて、そんなことのないようにお願いしたいのです。今実施の状況というところをおつしやつたのですが、実施の状況というのは、現在のこの三百億、この分の実施の状況を見て、五百億を強く大蔵省へ要求するかしないか、そのあたの方の腰の強さをきめるのに実施の状況をどうなるのですか。

○坂村政府委員 仰せの通り、五百億ということとは、私もどもいたしましては、来年度の近代化の仕事を進めていく上におきましての近代化資金の融資額としては、これはぜひとも確保しなければならぬ金額だと思ひます。従ひまして、仰せのようにねじ込むつもり

でこれは考へておるつもりでございまして。ただその実施の状況を見まして申し上げましたのは、五百億のワクの問題ではございませぬで、たとえば幾らの資金を準備したいかという問題は、本年度の実施の状況と関連する問題だと思ひますので、そういうことを申し上げたのでございまして。

○石村委員 実際は、はたして農民が七分五厘のような高い利子補給を受けても七分五厘ということに大体なるのでしよう。そんなものでやっていると、外希望はそんなにないかも知れませんが、実施の状況とおつしやつても、もう予算をきめるのはすぐなんですか、あんまり実施の状況なんというところを言わずに、農林省として必要なら必要ではつきりおやりになった方がよからう。まあそんなことはよいなことです。

○坂村政府委員 一応建前といたしましては、最低限一分というつもりでございまして、実際は今まで農林省でもいろいろ利子補給等もやっておりまして、果の情勢も一分に加えて、相当のものを――あるいは二分とか三分とかいうふうなものを一応考へようという県がだいぶあったようでございます。

○石村委員 本法についてはたくさん聞くこともありますが、大蔵委員の方には単なる資金設置の法律が主体でありますから、この程度でやめておきます。

○平岡委員 関連。農業近代化助成資金設置法に予定してあります政府の出資

が三十億ですね。ところが系統金融機関の融資総額が三百億というのろしを上げておられますけれども、三百億貸した場合には、政府において一分を負担するということになれば三百億要するわけですね。ところが、実際には三十億を資金運用部に預託して、その運用果実一億八千万円を大体予定しているのですからつじつまが合いますね。これはどういふことですか。

○坂村政府委員 先ほど石村委員の御質問にお答えしたのでございますが、初年度でありますから実施がすぐおくれまじ、返済も大体半分に見えておるわけでありまして、それで一億八千万円あれば十分だと考えたわけでございます。

○足立委員 関連して、この資金に對しまして、市町村が市町村の独自の立場で利子を補給しようとする動きがあるんですけれども、農民の立場から見れば非常にけつこうだ。しかし考えしてみると、隣接町村との間に非常に不均衡が生じてくるわけなんです。私の知っている範囲でも、相当大幅な利子補給をしようとしている市があります。そうすると、大体農民の実質利子負担は年五分ないし五分五厘程度に下がるという見通しであります。ただいまも石村君から御質問があった通り、七分五厘では、農業については私も正直に申し上げて無理だと思ひます。従つて、この利子を下げようという工夫を地方自治体が努力をするというところは、財政の許される範囲においてまことに歓迎すべきことであると思ひますが、何かこれに、少し歩調を合わせるような手はないものか。今申し上げた通り、隣接の町村で、貧乏町村でやろう

としてもできない場面にあつたわけでありまして、しかし町村という区域を限れば、全国で三百億出るにしても数百万円になつてしまふわけですから、その一分や二分の利子補給をしようとしても大した金ではありませんから、これは農業者であれば町村長及び町村議会の努力によつてできないことはないと思ひますが、その間の調整を都道府県あたりにとらせて、なるべく均衡のとれた姿でこれを実施するような手をお考えにならないものかどうか。これは政府としてすぐ即答を求めるとは無理だと思ひますが、こういう事態があることを一つよく御認識いただきたい。今後善処をお願いしたいということと、もう一つは、今の単位農協の定期預金の預金金利が下がつておられます。あまり下げ過ぎますと、これがおかしな格好になりまして悪循環を起すことにもなりかねない。この近代化資金の方が金利が安いということになりますと、それを借りて定期に預ければ利ざやがもうかるといううなばかなことになつて参りますから、それは防がなければならぬ。そういうことで無計画に行なわれようとする市町村のこうした追加の利子補給に對しまして、何か統制ある形になさつたらどうかというふうに思ひますので、関連質問の形で一言申し上げて御見解を伺ひます。

○坂村政府委員 御指摘の通り県でもそうでありまして、また町村でも独自の立場でやることもあります。ある県におきましては、町村長が全部県内で町村長会としてこういう歩調でやろうじやないかということでお申し合わせといひますか、状況を相談いたしまし

て、そうしてやつておるといふ県もあります。そういうようなことで、ただ下がることはけつこうなことではございますが、それについてある程度歩調が合うことが適當だと思ひます。ただそのためにかえつて足を引っぱるようなことになりましては非常に工合が悪いというふうな問題もございまして、十分慎重に実情を把握して指導して参りたいと思ひます。

○小川委員 専売事業に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。武蔵山治君。

○武蔵委員 最初に総裁に、たばこの専売事業とさらにシヨウノウの問題についてお尋ねしたいわけでありまして、最初にはたばこの問題から一つお答えいただきたいと思ひます。

御承知のように、今たばこの耕作が年々減つておられて、昭和二十九年から三十五年までのわずか六年間に十万户の耕作者が減つておられます。さらに面積にいたしましては一万ヘクタールからの減反になつておられます。その原因にはいろいろあるわけでありまして、私が、私も農民から率直に聞いておると、かなり大きな減反の原因になつておると思ひます。そこで公社も今年九月八日、審議会と異例ともいへばき再度引き上げをやりました、それで五・二五%の引き上げをやつたわけでありまして、そこで全国の新聞に、今年の耕作者の収納価格は八・七四%、第二在来種は九・七四%、第三在来種は二・二七%、第三在来種は一六・六七%も引き上げになつたのだ、百姓は非常にそれを楽しみに実は収納の日まで期待をしておつたわけであり

ます。そこで順次私は、この引き上げによつて、ほんとうに農民のふところに直接引き上げた分だけ収入になるかどうかというを中心、きようはお尋ねしたいわけでありまして、その前に、九月八日の審議会では五・二五%引き上げた算定の基礎について、これは単なる式ではなくて実数で一つお示しをいただいて、この五・二五%の引き上げがほんとうに妥当性があるかどうか、そういうような点から先にお尋ねしておきたいと思ひます。

○阪田説明員 実数と言われる趣旨が、ちよつとはつきりいたしかねますが、今回の改定の趣旨といたしましては、御承知のように本年の一月に決定いたしました価格に對しまして、その後の経済情勢その他の事情を考慮して引き上げたものであります。前回きめました価格に對しまして、その後の他の農産物の価格が上がりました関係がありまして、その比重をとりまして算定いたしましたわけでありまして、五・二五%引き上げたという理由はわかるのです。しかし、公社の出しておる方程式では百姓はわからぬです。そこで、たとえば五・二五%になつた実数はこれこれこういう式でこゝに示していただいたい。それが三十七年度のたばこの価格をきめる上にも大きな参考になりますので、実数でお示しを願ひたい。もし実数で示すのがどう

してもできそうもないなら、方程式の中で生産価格ウェイトというのがありますが、この生産価格ウェイトというのは一体実数はどういふことなのか、何を意味しているのかそれについて生産部長から伺ひたい。

○坂田説明員 三十六年の一月にきめて、それから九月に改定したのでございまして、その間におきます農産物の価格変動をとりまして、その農産物は従来からとっております米、麻、繭、カンショ等でございますが、その価格変動をとりまして、これと葉たばこの価格を均衡させようということ、で、いわば一月にきめた価格の手直しでございまして、分子の方に三十五年までの三カ年の農産物価格に對しましての上がつた率をとりまして、それから分母の方に三十五年度の農産物価格が三十二年から三十四年の価格に對しての上がり方の歩合をとりまして、これを数字で表わしますと一〇〇・八九分の一〇七・二四になるわけでありまして、これに對しまして前回算定いたしましたときに理論値と実際の引上率との間に開きがございまして、これが九九・八一に当たりまして、この計数をかけまして一〇五・〇五、こういうことになるわけでありまして、五・二五%の引き上げ、こういうことになるわけでございます。御承知のように葉たばこの価格は等級別にきめております関係で、しかもキロ当たりを五円刻みとか、三円刻みにすることができませんので、大体十円刻みにせざるを得ないということがございまして、これを種類別にいろいろ需給関係その他も検討いたしまして、価

格改定のテーブルを作ったわけでございますが、その結果といたしまして五・二六%の引き上げ、理論値は五・〇五%でございますけれども、実施の面では五・二六%の引き上げということになりました次第でございます。

○武蔵委員 そこで、ちょっとよくわからないのは、生産価格ウェートの九・八一という数字は一体どういうことと出てきておられるのか、これは非常に客観性があるのかどうかということをお尋ねしたい。

○坂口説明員 これは前回一月にきめましたときに、理論値が五・八七と出ましたのを、先ほど申し上げましたように、テーブルの関係で実施の面では六・〇七%の引き上げをいたしましたので、今回その計数の九・八一というものはその差から出て参ったわけであります。

○武蔵委員 そこで総裁に再度お尋ねいたします。算定方式はわかりましたが、これではおそらく耕作者の代表が審議会へ出てきても、また農家に説明するにしても、こういうむずかしい方程式で一体バココの価格をどうきめるのかということ、なかなか百姓にはびんとこないと思いますが、その点はさておいて、私が非常に遺憾に思っているのは、たばこの収納価格の算定に、米、麦、籾、カンショ、これは政府が価格支持制度を作っておるから、こういう変動の少ない農作物を基準にとることがよからうということとっておるのだとは思いますが、しかし、今の国の方針なりあるいは農業の趨勢というものは、麦なんというものはやめていこう、大麦、裸麦もやめていこうという趨勢にあるわけですね。特に

選択的拡大という国の大きな方針からいっても、大麦、裸麦の転換というところを強く叫んでおるわけですね。そういう趨勢のときに、非常に生産費は高い、価格は安い、こういう麦類というもの、価格の基準に入れておるといふのは、非常に耕作農民に対して不親切であるか、あるいは反農民の基礎のとり方だ。もっと現実をよく見詰めて、たとえば果樹とか蔬菜あるいは園芸作物、特用農産物、こういう比較的利益の多い農作物というものを基準に入れるべきだと思ふのです。そういうもので公社は積極的に農民の立場を守つてやろう、そうして大いに増反させて専売が盛んになるような、前向きな価格体系を作ろうという努力が全くない。こう言わなければならぬと思ふ。

選上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

○阪田説明員 今のお話のような果樹その他を取り入れるという問題につきましては、お説のこともありますが、で、検討はしてみたいと思ひますが、実際問題といたしまして、そういったような果樹その他のものにつきましては、的確な相場をつかむことがむずかしい、あるいは特別の事由によりまして、需給関係によって非常に価格の変動があるといったような要素がありまして、なかなかそういうものを取り入れていくことはむずかしいのじゃないかというふうに考えております。

○武蔵委員 そういう従来の工業用原料作物やあるいは蔬菜、果樹、園芸を入れるのはむずかしい、確かにむずかしいのです。むずかしいからといって収納価格をできるだけ合理的に直していこう、農民が気持ちよくたばこ耕作ができるような価格体系を作つていこうという、困難の中にも積極的な意欲を持たなければ、先ほど言った通り増反どころでなくて二十九年から三十五年にすでに十万户の耕作者がやめておる、一万ヘクタールの減反が行なわれている。この事実の上に立つて、収納価格において積極的に農民的な立場を相当加味したような方式というものをとらなければならぬ。むずかしいけれども、じゃ方法がないか、私はあると思ふ。たとえば果樹や蔬菜や園芸をそのものずばりの価格をみえ入れなくても、何か調整の数値を方程式の中に入れて、そういう点を加味することは可能なんです。そういう点の検討を今後十分すべきだ、私はそういう強い意向を持つておるわけですね。

○阪田説明員 今回の価格改訂にあたりまして、他の御指摘のような農産物の価格の推移を参考にいたしました算定したわけでございますが、その趣旨は従来からこういうふうなやつておるわけでございますが、結局他の主要な農産物ではつきりした価格がきまつておるといふようなものを基準にとつておるわけでございます。御指摘のその他の……

○小川委員長 阪田総裁に御注意を申

そこで、質問であります、公社は昨年度の審議会で増反計画というものをかなり大幅に発表しました。ところが、実際には三十六年度、本年度の増反計画というものは達成されない。計画の七・二%も下回つておる。その原因は一体何か。公社がこれだけの増反をしようというのに七・二%も下回つて、耕作者が耕作をしてくれないという、その一番の原因は何だと思ひますか。結局たばこの収納価格が安くて、あるいは不合理で、そういう点から農民の不満というものが私はこの計画が達成されないゆえんだと思ふのです。それにまた加えて、来年度の増収目標は一一・四%広げております。この一一・四%の増反計画というものを達成するためには、相当公社は思い切つた、農民がついてくるような施策をやらぬことにはだめじゃないかと考えます。去年の実績から見てもそう思ふ。そこで一一・四%の来年度増反目標というものはほんとうに遂行する可能性があるのかどうか、一つ総裁の見通し、自信ですね、あなたが総裁におかれましては、本年はそのスタートの年ですから、そういう点を十分確実な見定めをして計画をしたものと思ふのですが、あなたの率直な見通しはいかがでございますか。

○阪田説明員 本年度の反別につきまして、増反を企てたけれどもできなかった、こういうふうなお話でございますが、本年度の反別といたしましては、大体昨年と同様現状維持程度の反別を目標といたしまして計画を立てたわけでありまして、やはりその後の経済事情の変動その他の関係もございまして

たと思ひますが、公社で予定しておりましただけの目的は、反別は本年度の実際の作付としては確保されなかったのは大へん遺憾なことであると思つておりますが、来年度の一一%程度の増反目標を掲げて今やっておりますが、これにつきましては、現在本年度の収納が行なわれつつありまして、ちょうど耕作者の方でも、来年度の作付をこれからどうするかきめよう、こういう時期になっております。現在各公社の地方の出先あるいは関係の官庁とも連絡をとりまして、耕作者の方ともいろいろと話し合ひをいたしておりまして、何とかこの目的を達成できるのじゃないかというふうな目的で――目標といひますが、ただいまのところは見込みでありますが、御承知のようないふ現状でございますので、まだはつきりしたことは申し上げかねるわけでありまして、大体におきましてこの程度の目標はおおむね達成できるのじゃないかというふうに考えております。

○武蔵委員 総裁は非常に樂觀しておつて、この一一・四%の引き上げは実現できる、こういう見通しでございますが、私はこの一一・四%が実現するかしんないかは、本年の収納価格が、ほんとうに公社が策定をしたような率で収納価格が上がるか上がらぬかという点にかかつておると思ふ。そこで、現在の収納状況というものがどうなつておるかということをしつと御説明を願ひたいと思ふわけですね。ただ収納が全部終わつておりませんから、収納状況や収納金額一切を昨年と比較するといふことはむずかしいと思ひますが、私の聞くところによると、すでに鹿児島県の耕作者は、政府の言

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

し上げますが、いまだ高率で御説明を願います。

うような、公社の言うような引き上げにはならぬではないかといつて、たばこ中央会にも注文がつけられてきておる。栃木県においては、三カ所ばかりの地域で、公社が引き上げをしたけれども、実際の手取りの金はさっぱりふえぬではないか、これではわれわれはべてんにかかったのじゃないかといつて、だいたふ不満であります。そういう各地における収納の際における農民の不満の声というものを総裁はお聞きになっておられますか、全く知りませんか、その点を最初にお尋ねします。

○有馬(總)委員 ちよつと今の武藤君の質問に關連してお尋ねをいたしたいと存じますが、その一点は、先ほど武藤君の質問に對しまして、増反できない理由はどこにあるかという点について、現在価格の問題が取り上げられておりますが、しかし私は、価格の問題とともにほかにもいろいろの問題があるうと思ひます。そういう点について、谷川さんはこの前暑いところを鹿兒島に出向かれまして、乾燥場の中にも入つて、実際に体験してこられましたし、耕作者の方々のいろいろな意向についてもその際聞かれたと思ひます。そういう点ではつきりとしたこの際、その増反ができない理由を専ら公社としてどのように把握しておられるのか、この点が第一点。

それからいま一つは、前々から各種別によりまして収納価格の差があまりにも大き過ぎる、こういう不平が出ておつたことは御承知の通りであります。ところが今回もたとえば達磨葉で一六%、黄色種で二二%という価格の引き上げであります、公社として各種別の差を縮めていくためにどの

ような計画で臨んでおられるのか、そして今年度の収納価格の決定においてそれがどのように反映されておるのか、この二点について明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○坂口説明員 種類別の価格差を縮めるといふことでございますが、タバコは嗜好品でございます関係で品質によつて商品価値が非常に違つておるわけでございますので、種類別の価格の差はおのずからこの商品価値から参つておるわけでありまして、等級間の格差をなるべく縮めるべきじゃないかという御要望が再々国会等で出ておるわけでございます、これにつきまして、今度も相当大幅に圧縮したのでございまして、結局、中下級品を値上げをいたしまして、等級間の格差を圧縮いたしております。なお等級も、在来種におきましては優等から八等までの九カ等でございます、優等から八等までの五等までの六カ等ございましたし、黄色種の方は優等から八等までの九カ等、優等から六等までの七カ等級に圧縮いたしました。自然下級品の価格を上げまして、等級間の格差を縮めて参つております。こういうことであります。

それから増反の非常に困難な理由、また最近反別が減つて参つております理由はいろいろございまして、おきまり、公社といたしまして把握いたしておりますのは、やはり農村の構造変化、農業の構造変化と申します、急激な労働力不足の状態が現れて参りまして、葉たばこ耕作は非常に労働多投を必要といたします関係で、作りたくも作り得なくなつた、こういう耕作者がたゞ々々現れてきておるというこ

とが一番大きい原因であらうと思つております。三十六年までは大体在庫の状況も正常在庫でございまして、大体現状維持の反別といふことで、積極的に新しい産地の開拓をいたしておりません。元の産地でございまして、計画の面積を確保していただこうという計画で参つたわけでございます、そのために、農業の構造変化による労働力不足といふことが現れまして減反になつておる、こういうふうな私どもは把握をいたしております。

○有馬(總)委員 今の農村の構造変化によるところの労働力不足が、増反できないあるいは減反に向かつておる唯一最大の原因だといふお話なんですか、問題は、植付から乾燥、調製までおしやる通り非常に労働を要する、その労働にふさわしい価格が保証されおるかどうかといふことが最大の原因なのであります。また、それぞれの労働にふさわしい価格が保証されれば、増反できる機運といふものは十二分に出てくるだらうと思ひます。それが先ほどの武藤君の質問の主要点でありまして、そういう意味で、やはり価格問題が第一だといふこと、それから、戦後の専売公社の耕作反別に対する指導といふものが有為転変をしておることしは増反だ、ことした減反だといふようなことで見通しがきかない、非常に耕作者に対して不安を与えておるというところにも、また耕作意欲を減退させる大きな原因があることを専売公社の皆さん方はよく御承知の上に、今年度増反計画を立てられたならば輸入との関係はどうなるのだ、今後五年間あるいは十年間にこのような程度で買

い入れをしていくのだという方向を、ほんとうに耕作者がじかに把握できるような指導といふものをぜひやつていっていただきたい、このことを特にこの際お願いいたしておきたいと思ひます。関連質問を終わります。

○武藤委員 総裁、先ほどの鹿兒島県さらには栃木県などの収納農民がだいたふ不満を持つておる、これじゃ引き上げになつたといつても、実質的にはふところに入る金はふえぬじゃないか、こういう不満が各地に起こつておる。具體的な例をあげるといへば、私もその中身までお話ししますが、そういう話は総裁は耳にしておられますか。しておるとしたら、それに対してあなたはどう対処しようとなさつておるか、その辺の心がまえをお聞かせ願ひます。

○阪田説明員 先ほどお話しがありまして、早いところで本年産の葉たばこの収納は、早いところで九月の二十日ごろから始まつたと思ひます。まだ全体としてはしまつてはごく一部の収納が済みまして、実績がわかつたという程度でございまして、現状で、すぐ全体としての本年度の耕作者の収入がどうなるかといふことを判定するのは困難だと思ひます。ただ、現在まで各地の状況を伺つておりますところでは、本年は御承知のように、特に災害等のありまいたところを除きますと、作物も大へんいい年でございまして、量あるいは質の面におきまして、いいたばこがとれておる、従いまして、実際の収納にあたりまして、農家の収入金額は昨年比で相当増加しておるというふううに一般的には聞いております。お話しのように、一部で昨年よりふえないというふうなお話もちよつと耳にし

したので、耳にしましたところの状況等を一応聞いてみました、これはやはり事情を聞いてみますと、全部の収納が済んでみないとはつきりした結果はわからないと思ひますが、現状までの収納されたものが、昨年度収納されたものと量なり割合なりが違つたところから、御承知のように葉たばこは下の方の葉からだんだん取りまして乾燥していきまして、早くできたものから早く収納所につけてくる、こういったふうな関係で、同じものを比べますれば昨年に比べて単価が上がつておりました、今でも持ち込まれたもののだけを昨年の第一回に持ち込まれたものと比べてみますと値段が上がらない、こういう結果の出ましたところもあるようでございます。もう少し詳細に調べてみなければならぬと思ひますし、全体の最後の結果を見てみないとはいけません、全体としてはさうなことになっております。

○武藤委員 今の総裁の答弁の中で二つの問題があると思ひますが、一つはすでに全部収納を完了したところ、すね、そういうところで一体どうなつてゐるか、そういう点で私も栃木県の場合の例で申しますと、小山の収納所の場合の騒ぎはどういうことかから起つたかといへば、昨年は一反当たり二百十六キロとつて七万三千三百三十七円の収入があつたわけですね。ところが、ことしは二百三十四キロで、昨年より収量が多くてしかも金額にしては六万四千円で昨年より一万円も低い、こういう完了した農民がふところに入る額が一万円も低いというので、こ

七

なことでは収納できないというので収納所でたがたが始まって、当日収納に来た人は持ち帰ってしまった、こういう問題が起こっているわけだ。このことはおそく生産部長に答弁させるならば、それは品種が悪くなったのだとお答えになるでしょう。量が多くて金額が安くなったわけだ、これは品質が悪くなったのだ、こう逃げるかもしれない。ところが、農民の受け取り方はそうじゃないのです。やはり連年葉だつたら一割六分も値上げになったのだ。あるいは黄色種でもとにかく八分三厘五毛も値上げになったのだ。だから、去年よりは三%や五%よい金が入っているはずだというのが私は農民のすなおな受け取り方だと思ふ。そういう点でまず小山の黄色種の場合は問題が起こっている。あるいは田沼管内という、これはほとんど被害がない地域ですが、この田沼の収納所の全体の平均を調べてみたら、やはりこれも昨年と比較してさつぱり金の実入りはふえていない。これじゃ引き上げを何%やりましたと今度増反せいといつてみても、百姓側に言わせれば、これはだまされた結果になる。特に私は、そういう農民の声を聞いただけで実際に見なければ、總裁に質問するのは失礼かと思つて、この間一日収納所へ遊びに行つて聞いた見たりしました。その場合、中川地区という、日本でも村では最高にたばこ耕作をして、面積二百町歩を耕作している地域がありますが、この三日から七月までの収納した量、金額、それから昨年の三日から七月までの同じ期限の価格、これとの比較をしてみたわけだ。そうしてみますと、同じ期間で大

体同じところでできたたばこが、本来なら一割六分上がるべきはずの種類の計算をしてみますと十五部落ちあるうち九部落ちが去年よりも単価が安い、従つてふところに入る金が低い、六部落ちくらいが去年よりやや多いという程度であります。全体を平均いたしますと、一キロについて二円去年よりも低いのです。これでは、公社がいやそれは土葉が悪かったのだ、下つ葉が特に台風か水害を受けたのじゃないかといつても、百姓は納得できないのであります。私は実は収納所へ行つたところ、農家の方々にその姿を突きつけているのだ、一割何分も上がった、上がつたと言伝しているが、おれらのところはさつぱり入らぬじゃないかと、いふ不満をぶつつけて、鑑定官に突つかつたり私どもに不満をぶつつけておりました。それが末端の農民の姿なんです。受け取り方なんです。そういう点から私は、今の引き上げ率というもののが農民に公平に配分されないのではないか。このまま今の収納状況でいかれたのでは、おそく完了したときに実際に農民に支払う金というのは、總裁の方で考へている予算に達しないのではないか。かなり下回つた金しか収納金額が出ないのではないか、こういう心配をしておるので、そこで、具体的の中川の問題については、昨日生産部長から問い合わせがありましたので、現地に行つてぜひよく調べて来て、その調べた中で確かに不合理があるという点があったら率直にこれを改めて、最終的には一六・六九%の引き上げが、農民に恩恵が与えられたとい

うような形をとらなければならぬではないか、こういう注文をしていただいたのでありますが、その点について一つ生産部長のお考えをお聞かせ願ひたいのです。なぜそう低いのか。

○坂口説明員 これにつきまして調査いたしてみたのでございますが、大へんこまかい数字を申し上げまして恐縮でございますけれども、栃木県の現在の収納成績の数字を申し上げてみたいと思ひます。

ただいまの中川は、収納第一回が終つて前年が二百三十五円、本年も二百三十五円、キロ当たりは変わっておりません。栃木県の連年葉の収納は二回ないし三回に分割収納いたすのでございますが、第一回は大体二割五分ないし三割五分、大体三割前後のものを含めるわけでございます。そういうわけで、土葉の方から先に乾燥いたしますと、葉のしはやはり土葉からいたしまして、全体の三割納めなさい、こういうことでございまして土葉から中葉の下の方、まだ本葉にいかない中葉、下位中葉、この手が入つて大体三割程度になるのでございまして。それで毎年問題になりますのは、前年と比べてキロ当たりが下がつたとか上がつたとか、非常に分割収納の場合には問題になるのでございまして、この収める率によりまして二割五分の場合と三割の場合とは非常に違つて参ります。何十円と開いて参りますと申しますのは、二割五分納めるときは土葉と下位中葉の中葉だけで納めなければいけません。三割となつて参りますと中葉のいいところも相当な参ります。こういうことで納める歩合によつて非常に違つてございまして。それでこの中川

が、値上げがあつたにかかわらず、二百三十五円、前年通りである、これはどうもおかしいじゃないかということでございますが、よく調べてみますと、今年の歩合が二九・八%でございまして、前年が三二・六%納めております。それで今年と前年の土葉と中葉の歩合を比較してみますと、今年は土葉が一三・四%、中葉が八六・六%、前年は土葉が一〇・五%、中葉が八九・五%、こういうことでございまして、今年は非常に納める歩合が少なくなつたに土葉歩合が高いわけでございます。それで、土葉と中葉のキロ当たりを今年の実績で当たつてみますと、土葉だけの価格は去年が九十九円でございまして、今年が百四十二円、四十三円上がつております。四十三%の上がつたに上がつておるわけでございます。それから中葉は二百五十一円、今年は二百五十円ということで、大体とんとんでございまして。これは去年は歩合が高かつたために中葉の上級品まで納めた、今年は中葉の下級品しか納まつておらぬということ、トータルは今年は一見土葉で四十三円も上がつておる、中葉はとんとんだ。トータルで上がりそうなのでございまして。けれども、土葉歩合が本年は一三・四%、去年は一〇・五%でありまして、値段が安い。土葉歩合が高いために土葉と中葉を合わせたキロ当たりは一つも上がらないで二百三十五円、こういうことになっておるわけでございます。ですから上級品収納が次回の収納に回された、こういうことでございまして、しきりに検討してみますと、値上げが一つも現われてないということ

ではございせん。それで栃木県の他の取扱所の十四日までの成績を調べてみたのでございまして、いずれも前年に比しまして一割ないし二割上がつております。これがさつき申し上げましたように収納歩合が違ひますので、非常に上がり方がまちまちでございまして。大へんこまかに数字を申し上げて恐縮でございますけれども、読み上げてみますと、中川と同じ茂木支局の管内に須藤という取扱所があります、前年百八十三円に對しまして今年は二百十七円であります。納めるパーセントはわずかに上がつております。去年が二七・三%、今年が二八・五%、喜連川という取扱所では去年が二八・八%納めた結果百八十一円、今年が三四・二%納めた結果が二百二十円、黒羽が前年二四・八%納めまして百八十五円、今年が二二・〇%でございまして二百十四円、島山が前年三四・四%納めまして二百五十七円、馬頭が前年三三・八%納めまして二百二十五円、今年が二五・六%納めまして二百三十一円、こういうような結果で、大体一割ないし二割は上がつておるようになっております。

○武蔵委員 今生産部長は、栃木県の場合にはおそく全体のパーセントからいけばかなりの引き上げになつておる、こういう数字を出されたわけでありまして、たとえば馬頭なんかはそうでもないですがね。二百二十五円が二百三十一円ですから、これなどはそういう数字が出ておるんですが、とにかくこの間私が調べたときの農民の不満はどういうことかといふと、専売公社は鑑定標本を非常に厳重にしたのでは

も一つは、この規程を読んでもよくと、各地域別に作る事ができるように
なっております。この地域といふのは、一体どの程度の広さの地域をさしているのかということがやはり問題になるわけです。たとえば栃木県の場合だったら、宇都宮地方局管内は一つの間じ標本でやる、あるいは中川地区、ここは明治時代からもう何十年もやっている、あるいは黒羽、田沼、足利といふような場所と、同じ標本で品物の品質を評価するというのが農民の立場から見た場合妥当性があるだろうか。それは何でもかまわない、普遍性のあるものでやるのだといへば、それまでですが、局地的な災害が何かあった場合には、一つの標本でやられた場合には、ある程度考慮される余地がなくなってしまう。そこでその標本を作る地域というものは、相当重要な問題だと思うが、その点は不合理でないかどうか。そういう点も一つお尋ねしておきたい。

もう一つ、この規程の中には上等産地、中等産地、下等産地という三つの産地の分類をしてありまして、その上等、中等、下等という三つの標本を作るのには別々なところから持ってくるわけでありましょうが、この場合の選び方、これも私はやはり農民の収納金額には影響を与えるような気がするわけです。あまり一回に全部質問してもわからなくなりますから、今の三つの点をとりあえず具体的にお知らせを願いたいと思います。

○坂口説明員 最初に標本の作成の時期でございますが、大体三月に作りますのは、在来種も黄色種も同じでございますが、黄色種の方は前年産葉で作

も一つは、この規程を読んでもよくと、各地域別に作る事ができるように
なっております。この地域といふのは、一体どの程度の広さの地域をさしているのかということがやはり問題になるわけです。たとえば栃木県の場合だったら、宇都宮地方局管内は一つの間じ標本でやる、あるいは中川地区、ここは明治時代からもう何十年もやっている、あるいは黒羽、田沼、足利といふような場所と、同じ標本で品物の品質を評価するというのが農民の立場から見た場合妥当性があるだろうか。それは何でもかまわない、普遍性のあるものでやるのだといへば、それまでですが、局地的な災害が何かあった場合には、一つの標本でやられた場合には、ある程度考慮される余地がなくなってしまう。そこでその標本を作る地域というものは、相当重要な問題だと思うが、その点は不合理でないかどうか。そういう点も一つお尋ねしておきたい。

もう一つ、この規程の中には上等産地、中等産地、下等産地という三つの産地の分類をしてありまして、その上等、中等、下等という三つの標本を作るのには別々なところから持ってくるわけでありましょうが、この場合の選び方、これも私はやはり農民の収納金額には影響を与えるような気がするわけです。あまり一回に全部質問してもわからなくなりますから、今の三つの点をとりあえず具体的にお知らせを願いたいと思います。

○坂口説明員 最初に標本の作成の時期でございますが、大体三月に作りますのは、在来種も黄色種も同じでございますが、黄色種の方は前年産葉で作

りまして、なお当年産葉で参考標本というのを作ります。黄色種というものは非常に糖分が多うございまして、水分を吸って色が変わる関係で、当年の産葉で参考標本を作り、前年産葉で正標本を作る、そしてこの当年産葉の参考標本を参考にして収納いたすという制度になっております。在来種の方は、当年産葉で作るのには時期的に間に合いません。黄色種は火力乾燥でほし上げる関係で間に合いますが、在来種の方は、もう収納開始のときには天葉などはかわいておりませんし、とうていこの標本を作つて査定を受けるといふことの時間的な余裕がありませんので、在来種は前年産葉の標本だけを使つてやつております。

それから地域的な問題でございしますが、できるだけ地域を小分けにして作るのが理想でございすけれども、葉たばこの品質は、大体土質と気候でございまして、同一地方局内でございしたら、大体気候の点は同じであるとしておりますが、土質の点で非常に違つて参ります。それでできるだけ小分けにすることにしておりますけれども、現在は大体地方局単位というのが標準になっております。特殊なところは分けて作つております。

それから災害等があったときに、前年の無災害のときの葉たばこを基準にして買ふのは、とても困るじゃないかというお話でございすけれども、災害の場合は、罹災補償制度とか、そういうことで救済するしかございせんので、悪いたばこを、特別の異常天候であつたら、目をつぶつて高く買ふというふうなことはできるわけではございません。

それから上中下の三つに産地をわけておる、これは公社としては必ずこういう分け方をしておるというところではございせんので、現地で、指導とか、あるいはいろいろ産葉の統一とか、そういう関係で便宜さういふた色分けをしておるということではございす。三階級に原則的に分けていふというところではございせん。

○武蔵委員 どうも生産部長の答弁で満足いかぬですが、たとえば地方区で一つの標本を作るとなると、一つの地方区なら気温状況も土質もそうは変わらないうちで、思うかも知れぬけれども、これは冷害手当を公務員にくれていふ地域とそうでない地域と、同じ県の中で全く違ふところがある。ことに栃木県の場合には、北部が山に囲まれていて、片方は関東平野になって、その山の付近だけがずつとたばこを作つていふという形なんです。そういうところの基本状況が田沼、中川、黒羽あたりがやや同一の条件だということとは全く考えられない。従つて、小口なそういう冷害とかあるいは病虫害とか、かなり収納のときには結果的に災害が明らかになつてくる、こういう場合の救済措置がないわけなんです。そこで三月二十日の前年の標本で、それをびしやつと一つの基準でやられたのでは百姓はとて納得いかにぬのです。三月二十日に、一応の目安は全国の鑑定官が相談してきめて、さらに収納時に、ことしはこういう地域はこういう被害が、ちよつとありやうだから、この点は一つこういう数字で手直しをしてやれぬかという形で、収納前に標本を手直しをする必要があると思う。そういうこ

とをしないから去年より量は多かつた、しかも国は一割何分引き上げた、もつた金は去年と同じ程度だった、一万円も少なかった、こんなばかきいたばこなんか作れるかという気持が農民に出てくる、そういう不合理なものをやはり前向きな姿勢で直す態度が必要だと思ふ。そういうことをしなかつたら増反計画なんというものは絶対に成就できませんよ。そういう観点で鑑定標本を作る時期の問題、さらに収納時における参考の標本というものをできるだけ小さい地域に、特殊なな一つ一つの範疇に入れられるような地域に分けて、できるだけこまかにやつてやるのが農民に対する親切な専売事業としてのやり方ではなからうか、こ

う思ふので、その点は今後十分検討して農民の期待に沿ふようにしてもらいたいと思ひます。しかもたばこ専売法の二十四条には、損害を受けたときは公社はその耕作者に損害の二分の一に相当する金額を払ふ、こういう規定があるけれども、その損害というものはかなりの損害がなければおそらく国はみてくれない。そこで、そういう損害というものは、事前に立ち木のうちにわからなくとも、収納したときに一反歩の収納価格があまりにも低かつたというときには何らかの補償をしてやるのが専売事業の性格上から当然ではなからうかと思ひます。そういう点、収納代金にあまりにも少なかった、もちろんあまりにもというのは一割以上とか、何かそういう限定は必要であります。が、そうでない年々引き上げにはなつたが金の方はさつぱり入らぬという現象が起つてくるのでは、農民は氣持よく増反をしてくれないというこ

とから私はそう申しておるのでありますから、今後栃木県はまだ二月ごろでないと全体のトータルがわかりませんから、今こきで一割六分になるかあるいは一割の引き上げで終わるか、その点を明確に答えよといつても無理でありますから、ただ、私は願わくば第三在来種が全部一割五分程度の値上がりで農民のところに入るような鑑定、さらに収納の配慮というものをすべきだ、してもらいたい、そういう強い要求をして次に移りたいと思ひますので、一つ率直にこれから実態を調べ、まだ二月に収納するのですから、今からでも間に合ふのですから、十分調査して不合理な点があつたら是正をするという態度をとつてもらいたいと思ふ。その点一つ總裁の御意見を承りたいと思ひます。

○阪田説明員 今お話のありました収納価格、ことに標本に基づいてどういう査定をやつておるかというふうなことにつきましては、お話もございまして、今後の進捗状況も十分調査いたしまして、状況を見て参りたいと思つております。

なお、標本につきましてもいろいろお話がございまして、標本はやはり標本なんでありまして、毎年変わらぬ基準をきめていくというのが基本的な考え方だと思ひます。お話のありましたような災害その他に対する救済の措置というものは、現在災害の補償の制度がありまして、そういうふうな方向において考えるべきものでないかと私は考へております。

○武蔵委員 私が言つておるのは、災害があつたときには当然一定の限度以上の災害があれば救済するのが建前で

すから、それが専売事業の特殊性でありますから……。ただ問題は、立ち木の間にこれはもう何割の被害があつたという認定ができないような場合があるわけなんです。たとえば収納したところ、さつぱり金額が上がらなかつたというのはいくらかの災害ですよ。その目に見えない災害が一反当たり一万円現金収入が減つたとか、あるいはふるべきはずのものがふえないという数字が出てくるわけです。そういう場合の配慮が必要なんだ。その配慮が端的に標本を直すことであるか、あるいは鑑定官のその鑑定をする際のかつかつのころの手かげん、あるいは意思の持ち方、そういうものによつてカバーができるような点というのはいくらあるわけなんです。そういう点を十分今後心心得てほしい、こういう要望なんです。その点、災害をそのまま、国が法律で補償するからいいじゃないかというこ

逆に品質がいい場合があるわけです。ことしの天候がいい、あるいは栽培者の技術が非常によかったために非常に品質のいいものがとれたという場合に、標本の品質を上げて、また高級の品質に上げるというものはおかしいもので、やはり基準というものは一定しておきまして、それに基づいた措置を公平にやっていくというのが私ども筋であると思います。そういった災害の程度にまで達しないようないろいろな損害、そういうものをどう考慮していくべきか、こういうふうな問題として考慮していきたいと考えておるわけがあります。

○武蔵委員 総裁、いつまでもそう言うのなら、私は質問を続けますから、一つ了承して聞いていただきたいのですが、私が言うのは、いい場合と悪いのは、いいといつても公社が言っておるほどの引き上げになっていないのです。実際の収納は百姓から言わせればよくないのですよ。かりにいい場合が一件や二件あっても、それは全体の耕作者の気持ちに影響を与えるような大問題ではないのです。問題は低い人の場合の問題なんです。特に皆さんが期待しておっただけの引き上げにならないという状態、そういう場合にどういう考慮をするかという、先ほどは、一番最初のあなたの回答は、これから十分検討をして実情を調査してできるだけ配慮しよう、こういうことを最初言ったわけなんです。ところが二度目に生産部長がちょっと何か耳打ちされたら、今度は違つて強気に出て、きて鑑定標本の原則は厳正公平に守るのだというように態度を変えたわけなんです。そんな総裁では困ると思うのです。や

はりみずからが最高責任者であるから、生産部長は命令してよし、そういう実態は調査して、もし不合理があったらそういう不合理は排除して直して、この程度の自信を持たなければ総裁としては困るのですよ。(そう、そう、だ、と呼ぶ者あり)これは与党の人だつてそうだとおっしゃっているのですから、あなたもぜひそういう点は考えてもらいたい。もしそういう点を十分考えるという回答がいただければ、次のショウノウの問題に入りたいと思つておきます。

○阪田説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、今後実情を十分に調査いたしまして公正な査定が行なわれるようにいたして参りたいと思ひます。

○武蔵委員 たばこの方は十二月の審議会まで日がありますから、ひまのあるたびに総裁にお出をいただいて来年の価格を十分合理的な、科学的な農民の納得のいく価格にしたいという希望を申し述べておいて、次にショウノウの問題をお尋ねしておきたいと思ひます。これは私が本来質問すべき問題ではないと思ひますが、九州地方の国會議員もお見えでありますから、ただ社

会党の対策委員長という立場からアウトラインだけお尋ねしておきたいと思ひうわけでありま。

最初にお尋ねするのはショウノウの収納価格というのはいくつにきめられておるか、この点から最初にお尋ねしておきます。

○小林説明員 現在の収納価格は粗製ショウノウがキロ当たり二百八十三円、ショウノウ原油がキロ当たり百八十八円、平均いたしまして二百二十六

円と相なっております。

○武蔵委員 そうしますと、今のあなたの発表だと、この法規総覧に載つてある収納価格の公社告示と違ひますが、どういうわけで違ひなのでしょう。

○小林説明員 それは何年分でございますか。ただいま私が申し上げましたのは三十六年八月一日現在で改定になった現在施行されておる価格を申し上げたわけなんです。

○武蔵委員 この収納価格というのは、私は九州でないからよく実態を知らないのですが、ショウノウを作る場合には生産業者と第二加工会社と二つあるようですね。この場合の収納価格に直接関係のある業者は生産業者なのか、加工会社なのか、どちらですか。

○小林説明員 ただいまのお話のうち生産業者の方でございます。というのは、山元で作つておられる分でございます。

○武蔵委員 山元から公社が収納する価格が今の価格で、これを公社が加工会社に売り渡す価格というのは、法律で定めなければならぬと書いてあるけれども、一体幾らが売り渡し価格ですか。

○小林説明員 売り渡しの方はいろいろございまして。現在公社が扱つておりますショウノウと申しますのは、ただいま申しましたように、粗製ショウノウとショウノウ原油でございます。これは全部いわば製品ではなしに原料でございます。これをそれぞれ需要各業者に売り渡すわけでございます。まず最初に平均して申しますと、販売価格は二百四十円ということになっております。内訳は少しこまかくなるのでありますが申し上げると粗製ショウノウ

の方は三つに分かれておりまして、一般用、これは普通に国内向けの需要に売られる分でございますが、キロあたり三百三十二円、それから輸出精製ショウノウ原料用、精製ショウノウを輸出するための原料として売り渡す、これが二百五十二円、それから輸出セルロイド原料用、セルロイドを輸出するための原料となる分が二百四十七円、それからショウノウ原油の方でございますが、これは三つに分かれまして、一般に国内向けに売られる需要の原料となる分が二百十八円、それからセルロイド原料になると申しますと、ショウノウ原油からまた再製してショウノウを作るわけですが、その分として、それが輸出用になる場合、これが百八十七円、それから香料の方でございますが、輸出サフロール香料、これが輸出されるものの原料として売られる場合二百四十円、その総平均が二百四十円ということになっております。

○武蔵委員 そうしますと、収納価格よりも売り渡し価格の方が安い価格で売り渡しをするわけですね。そこで、この売り渡し価格というのは財政法に基づいて国会の議決を必要とするというところになっておるから、今度いつごろの国会でこういう逆さやを直そうとするのか、それとも直さずにこのまま赤字売り渡しですつと続けるつもりなのか、この辺の見通しを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小林説明員 まず最初に逆さやという問題でございますが、全体といたしましては逆さやになっておりません。先ほど申しましたように、公社の収納価格の方は平均いたしまして、キロあ

たり二百二十六円、それから販売の方は平均いたしまして二百四十円四十銭、このように全部を見ますと逆さやにはなつていないのであります。なお販売価格の決定は、ショウノウにつきましても国会の議決が要らないことになつておりまして、公社が大蔵大臣の承認を得て決定することになっております。

○武蔵委員 そうしますと、この法律はやはり改正になったのですか。しよる脳法の十五條によりますと、財政法第三條によつて価格をきめるといふことになつておるのじやありませんか。

○谷川説明員 お答え申し上げます。しよる脳法第十五條の二項には、今お話のように財政法第三條の規定の準用を妨げるものではない、こういう規定がありまして、一方財政法第三條と申しますのが、特別なもの、すなわち税金とか独占事業における専売価格、料金については「法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」といふことになっておるわけなんです。ただし財政法第三條の特例に関する法律によりまして、当分の間国会の議決を要するものは製造たばこの定価とか郵便料金とか国鉄の運賃、これだけであつて、それ以外のものは国会の議決を経なくてもよろしいということになっておりますので、先ほど専売公社がお答えいたしたようなことになつております。

○武蔵委員 それは第三條に全然関係がないということをおっしゃると耳打ちされたのが聞えたので、「妨げない」というのは、かたくなでもない、全然関係ないような態度では困る、国会監視なるからその点を一応ついたのであり

たり二百二十六円、それから販売の方は平均いたしまして二百四十円四十銭、このように全部を見ますと逆さやにはなつていないのであります。なお販売価格の決定は、ショウノウにつきましても国会の議決が要らないことになつておりまして、公社が大蔵大臣の承認を得て決定することになっております。

○武蔵委員 そうしますと、この法律はやはり改正になったのですか。しよる脳法の十五條によりますと、財政法第三條によつて価格をきめるといふことになつておるのじやありませんか。

○谷川説明員 お答え申し上げます。しよる脳法第十五條の二項には、今お話のように財政法第三條の規定の準用を妨げるものではない、こういう規定がありまして、一方財政法第三條と申しますのが、特別なもの、すなわち税金とか独占事業における専売価格、料金については「法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」といふことになっておるわけなんです。ただし財政法第三條の特例に関する法律によりまして、当分の間国会の議決を要するものは製造たばこの定価とか郵便料金とか国鉄の運賃、これだけであつて、それ以外のものは国会の議決を経なくてもよろしいということになっておりますので、先ほど専売公社がお答えいたしたようなことになつております。

○武蔵委員 それは第三條に全然関係がないということをおっしゃると耳打ちされたのが聞えたので、「妨げない」というのは、かたくなでもない、全然関係ないような態度では困る、国会監視なるからその点を一応ついたのであり

たり二百二十六円、それから販売の方は平均いたしまして二百四十円四十銭、このように全部を見ますと逆さやにはなつていないのであります。なお販売価格の決定は、ショウノウにつきましても国会の議決が要らないことになつておりまして、公社が大蔵大臣の承認を得て決定することになっております。

○武蔵委員 そうしますと、この法律はやはり改正になったのですか。しよる脳法の十五條によりますと、財政法第三條によつて価格をきめるといふことになつておるのじやありませんか。

○谷川説明員 お答え申し上げます。しよる脳法第十五條の二項には、今お話のように財政法第三條の規定の準用を妨げるものではない、こういう規定がありまして、一方財政法第三條と申しますのが、特別なもの、すなわち税金とか独占事業における専売価格、料金については「法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」といふことになっておるわけなんです。ただし財政法第三條の特例に関する法律によりまして、当分の間国会の議決を要するものは製造たばこの定価とか郵便料金とか国鉄の運賃、これだけであつて、それ以外のものは国会の議決を経なくてもよろしいということになっておりますので、先ほど専売公社がお答えいたしたようなことになつております。

○武蔵委員 それは第三條に全然関係がないということをおっしゃると耳打ちされたのが聞えたので、「妨げない」というのは、かたくなでもない、全然関係ないような態度では困る、国会監視なるからその点を一応ついたのであり

たり二百二十六円、それから販売の方は平均いたしまして二百四十円四十銭、このように全部を見ますと逆さやにはなつていないのであります。なお販売価格の決定は、ショウノウにつきましても国会の議決が要らないことになつておりまして、公社が大蔵大臣の承認を得て決定することになっております。

ます。

それから第六条の製造予定数量を需給関係によって年々定める。四月一日から翌年三月三十一日までの製造予定数量を公社は定める。これはもちろん定める場合には海外市況の需給や需給関係、いろいろ公社の方の見通しを立てておられると思いますが、本年の需給関係の見通しから立てた計画、さらに来年、そこから将来ショウノウというものが、そういう関係を勘案した場合にどういう運命になる商品であるか、そういうような問題もあわせて明快な御回答をいただきたいと思ひます。

○小林説明員 これはなかなかむずかしい問題でございます。ショウノウは先ほど申しましたように製品がいろいろございまして。そのほかにもたくさん製品がございまして。しかもこれが輸出向けが約四割くらいあるいわば国際的な商品であります。ただいま申し上げましたように海外市況という問題、それから一方それぞれ競争品がいろいろ出て参りまして、その辺の関連がどうなるか、たとえて申しますと、セルロイドにつきましては、かつてはショウノウと申しますとほとんどわが国の独占品でありましたセルロイドも、現在では御承知のように新興のプラスチックという大きな競争品がある。それからもう一つの大きな需要でありました防虫、防臭、これがまたナフタリンその他の非常に多くの対抗品といひます。競争品に脅かされておるのでございまして、簡単に将来の見通しを立てることは困難でございますが、大体最近落ちつきましたところでは、両方合わせまして約三千トン余り、かように見ておるわけでございます。なおこ

れから将来のことにつきましては、十分そういうメーカー、販売業者等と連絡をとり、調査を続けながら見通しを立てていきたい、かように考えております。

○武蔵委員 そうすると、本年の年間の製造予定は大体三千トンと受け取つてよろしいわけですね。そこで、三千トンという受け取り方をしたとして質問を続けますが、現在の生産業者の能力、設備能力、それは一体フルに動かしたらのくらいいあって、さらに原木の入手の状況から見てどのくらいの能力を業者は持つておられるか、公社はそれをどのよう把握しておりますか。

○小林説明員 これは原木の問題等になります。非常に困難がございまして、大体私たちの見ておるところでは、フルに動かして四千トン弱、かように見ております。

○武蔵委員 そうしますと、遊休設備というように形で、生産業者は一千トンの生産は現在操業しないでおる。そのために非常に生活が苦しい、あるいは企業経営が苦しい、そういう状態が生まれておるのではないかと申すのですけれども、生産業者のそういう状態というものをどのように把握しておりますか。

○小林説明員 能力と実割当と申しますか生産数量との関係は、本年に入りましてそういうことになったのではございせん、従来から大体生産能力は六千トンぐらいございまして、実割当、実生産、大体三、四千トンぐらいに能力の方がオーバーいたしておりました。従いまして、その関係で急に苦しくなった云々のことはなからうかと思ひますけれども、実績で見ます

と、三十五年度の生産数量が非常に減つて参つておりますが、これはわれわれの見ておるところでは、御承知のように木材一般の市況がよくなったせいもあるかと思ひますが、それから原木の入手が非常に困難だ。それからショウノウにつきましては、従来から山元の製造は、一般の景気がよくなる製造数量が減り、一般の景気が悪くなるとうえるというようないことが言ひ伝えられておるわけでありまして、大体三十五年度あたりもその影響を受けたかと思ひますが、労働者が山をおりるといふようなことがございまして、相当生産数量が減つて参りました。この辺を考えますと、先ほど申し上げましたように、収納価格を八月一日に約二割上げまして、相当山元の経済もその前に比べますと案になったかと思ひますけれども、まあその程度でございまして、特に案になったというところではなからうかと思ひます。

○武蔵委員 現在、全国七百か六百五十ぐらいの生産業者が非常に困窮をしておつて、このままではとてもショウノウ粗製製造はやれない状況が来た、収納価格があまりにも安いために、三十三年度から年々赤字が続出して、このままではとてもやり切れぬという声が非常に強くなつてきておるわけですね。そこで、生産業者なんかやめてしまつてもいいんだ、第二加工会社が設備の拡張で第一次製品部門まで取り扱うことができるんだ、だから公社として、資本主義の自由競争だから自然淘汰を待つて、転業していくのは勝手なやめていけ、そう言わねばかりの放置政策を現在としておる。そういう態度を公社が続けていくという裏には、もうショウノウというものは専売事業からはずしていつてもいいんじゃないか、そういう気持ちがあるからじゃないでしょうか。その点の公社のはつきりした見解を一つ聞かせてもらいたい。

○小林説明員 先ほど申しましたように、本年八月一日に収納価格を改定するまでは、非常に生産数量が落ちて参つてわれわれも憂慮いたしまして、それで本年八月一日に収納価格を改定したわけでございます。その結果生産数量はもとに戻りまして、また山元業者の代表、各県の連合会長あたりも、収納価格の改定非常にけっこうで、ありがたうございましたというふうな話もあるものでございまして、その点公社といたしましては、そういう手打つて、できるだけ専売事業の円満な遂行ということを考えて参つておるわけでございます。

○武蔵委員 まだよくその実を調べてみなければわからないのですが、加工会社にはかなり大きい資本金を持った会社がある。三億円の資本金の会社もあれば一億円の資本金の会社もある。もつとも三千万円ぐらいの会社もあるわけですが、そういう比較的大資本の加工会社は、このショウノウがなくなると困る。しかし生産業者は、非常に低額な収納価格で、生産費を償わないうような安い価格で製造を続けなければならぬという非常に公平の原則を欠く今日の制度というものがあつたやうな気がするのであります。そこで、収納価格がまだまだ安いといふことは、もう私が申し上げるまでもありませんが、八月に引き上げをしたといつても、業者の原価計算によりますと、一キロ当

たりの生産費三百四十九円でございまして、全然生産しても赤字になる、こういう状態です。ですから、今度引き上げをいたしました二百八十三円にいたしましたけれども、まだ六十円も一キロ当たりの収納価格は低いわけですね。この点、この前村山議員が質問書を提出したときに、おたくの方からの回答は、最近の諸情勢にかんがみて、これが改定に關し目下検討中である、こういう回答をいたしておりますが、この目下検討中というものがこの八月一日の改定の価格なのか、それとも、業者の算出した三百四十九円が至当なりという判断に立って、さらに再検討するのかがこの辺のあなたの考えはいかがですか。

○小林説明員 現在の収納価格は、ただいまおっしゃいましたように、村山委員に前に文書でお答えしましたに検討の結果改定いたしましたわけでございます。なお、ただいま業者からの要求が三百幾らというお話がございまして、われわれの方がこの改定の問題に取つ組んでおりますときに、業界代表から受けました陳情では三割値上げという陳情を受けておりました。それを検討した結果、二割引き上げることになったわけでございます。

○武蔵委員 そうすると、これからさらに検討してもつと引き上げるということと目下のところは、考えておらぬと受け取つてよろしいですか。

○小林説明員 現在のところはその通りでございます。

○武蔵委員 第二の論点は、とても生産費を償わないうからというので、転業しよう、こういう声がかなり出ておるわけですね。そういう場合に、今まで

は、お前たちは生産数量の割当だ、いや死んだときには相続人が二カ月以内に申請をしない、やれこういう義務があります、管理人を置きなさいと、専売の仕事でありますからいろいろ製造業者は監督され縛られてやってきたわけですね。いよいよこの辺で、これはとてもやっていけない、もつと公社が本腰を入れてわれわれを守ってくれぬことには、幾ら専売事業でもやれぬという段階がきた、そういう場合に転産を希望した場合には、当然公社がその補償をすべきだと思うのです。転産資金、あるいは従業員の退職金が払えないその退職金、さらにここ四、五年間の経営の赤字、その受当性のあるもの、こういうようなものに対しては、当然私は、公社がこちらで補償して転産を認めてやる。資本主義の自由競争だから、なにお前やめだいなやめろ、そういう非人情な、血の通わない仕打ちにはやるべきでないと思うのです。どうも聞くところによると、加工公社がキロ三十円を金を出して、これらの製造業者がやめていくのを助けた、こういうような情勢のようでありますが、本来なら私は、公社が当然やるべきだと思うのですが、なぜやれないのか、やる必要はないのか、そういう点の見解はどうでしょう。

○小林説明員 ショウノウ専売につきましては、これも御承知だと思つておりますが、他の専売とちよつと異にいたしておる趣きがございます。毎年度の生産は、公社が割り当てるいわゆる許可ということに、製造所を持つておる者が毎年、本年度はこれだけやらしてもらいたいということを申し

出しまして、それに対して公社が、その年度限りこれだけやりなさい、その範囲内で作るものは公社はまるまる買ひましよう、こういう制度になっております。従いまして、そのあくる年になつて、これはもうやめたといえ、それはそれつきりでございます。それは毎年々々の勝負と申しますか、そういう行き方になっております。現に今までもそのやめる人が毎年度ございまして、従いましてショウノウ専売の建前といたしましては、割当の要求があつて、それをそのままその通り割り当てて、それを三分の二なり四分の三なりに査定して割り当てたという場合、また、おれはことしはやらぬからやめたという場合、全部これは何の補償ということも考えない、その業者の自主的な判断でやるという建前になっておりますので、公社といたしましては、そういう場合に補償ということとは考える建前になっておりませんので、従いましてこれからやめていくという場合も、今の公社としましてはそういうことは考えていないのが実情でございます。

○武蔵委員 あなた今の今の考え方は、現実にはそうなつていない。それはわかつてゐるのです。なつていないから、今後われわれはどうするかというゾレンの問題を言つてゐるわけですね。あなたは、ほかの専売事業とショウノウの事業は異なるんだと最初に申されましたが、どういふ点が異なるのでしょうか。専売事業という性格、任務、そういうようなものを一切比較した場合に、専売事業の中でショウノウだけは違ふんだというの、どういふ点が補償できないだけの違いがあるのか、その点を一つ……。

○小林説明員 ちよつと申し落としました、ショウノウにつきましては、生産につきましては許可ということになつて、毎年度生産数量を割り当てることにしております。その点がほかの専売法の建前と違ふのではないかと、いう意味で申し上げたわけでございます。

○武蔵委員 割り当てるんじゃない。塩の場合だつて割り当てるのじゃないのですよ。別に生産を、国でもつてお前のところは塩をこれだけ作れということをして割り当てておられませんよ。やはり申し出です。どのくらいの生産力があるかということを出してゐるわけですね。塩の場合は、国の需給計画の見通しの上から塩はこれとてやつていけぬ、少し過当競争になるから減らさなければいけぬということ、国が法律を定めて、塩業整備臨時措置法というものを三十四年に作つたのでしよう。それによりますと、ともかく廃止しようとするものに対しては、その施設の残つておる原価、さらに退職金の費用、それから塩田を他に転用する場合の経費、そういうようなものを国家が交付金を出して補償する、こういう法律を作つたわけですよ。ところがショウノウの場合には性質が違ふからといつて、どんなに業者が苦しくとも、お前のところの収納価格はこれだけだぞと云つて、一たんきめられた価格で當々としてやらざるを得ない。その結果が三年間、五年間赤字が積もつて、倒産や、夜逃げや、子供を学校へやれぬわという業者が出てきてゐるわけですね。そういうものを

公社が見ておつて、競争の原則の社会だからといつてはつておいていいのかわからぬことですね。だとしたら、専売をはずしたらいいじゃないかというものが出てくるわけですね。専売というものをやめておる限りは、私はこれらの業者に対して公社として責任を負う義務があると思う。それはしょう脳専売法の前の方にはつきり書いてありますように「粗製しう脳及びしう脳原油の一手買取、輸入及び一手販売の機能は、国に専属する。」そういう機能を国が一切握つておるのでありますから、その事業をやつておつて採算がとれなくてつぶれていくのだつたら、当然特別法を作つて、たとい七百軒や七百五十軒のわずかな業者であつても、憲法の建前は、法の前に国民は平等でありますから、塩の場合は塩田がうんとあつたからそういう法律ができたんだ、ショウノウは数が少ないからできないんだというのでは、理由にならぬような気がするのですが、その点はどうか。

○小林説明員 塩との関連がございまして、ちよつと御説明申し上げますと、これは御承知かと思つておりますが、塩の場合は許可が永年許可になつております。それに基つて相当な設備資本を固定させてやつております。それからもう一つは、整理後は話し合ひで一応限度量を置いてありますけれども、整理後は法律上の建前はそうですが、できたとき買ったときというふうになつております。従つてどんな生産量があつて、売れない塩をどんなに買わなければならぬという建前になつておりますが、それを調整するために特別な立法をお願いい

たした、このようになっております。ショウノウの場合には、先ほど申しましたように、建前は一年度限りの割当、しかも数量はその割当の範囲内に限るという建前のものでございます。なお実際苦しい人があれば、収納価格を上げるとか何とか助けてやつたらいいじゃないかというお話、これは全くわれわれ気持としてはわかるのでございまして、何分販売価格が上がりまして、また売れなくなる、非常に国際競争なり対抗品が多いものでございまして、販売価格が上がるとそれが売れなくなる。そうすると全体としてショウノウ事業に相当の影響を与えらるというふうなことがございまして、その辺の制約もあつて上げられないという点がございまして、従いまして、これらの点につきましては、ショウノウ事業の運営上公社といたしましては、従来常に生産業者、また加工利用業者等々と密接な連絡をとりながらやつて参つた次第でございます。

○武蔵委員 第二次加工公社は、ショウノウを専売にしろとらつてゐるのか、国から買ひ受ける業者というの、一年間にどのくらいの利益を上げていますか。国から売り渡しを受ける会社にはかなり大きい会社もございまして、こういうところの利益はどうですか。

○小林説明員 公社から直接売り渡しております会社と申しますのは、先ほど資本金何億というふうなお話がございましたが、それは神戸にございまして、再製樟腦株式会社、日本樟腦株式会社、これが一番大きな会社でございます。再製の方は、資本金が二千万円、日本樟腦の方は資本金が六千万円で

ざいます。最近の経営状況を——これは直接私の方から監督する立場にないわけでありまして、業者からとった決算書によりまして、日本樟腦の方は大体五百万円前後の利益を上げておりますが、ただしそのうちほかの仕事は約半分やっております。油関係の仕事がそうでありまして、それを合わせて約五百万円くらいの利益ということになっております。しかし私の方で調べたところでは、それを分析してみますと、三十三年の前期は赤字でございましたが、その以後はショウノウでは大体百万くらい利益ということになっております。なお再製樟腦でござい

ますが、再製の方は三十四年前期までは赤字経営、それから三十四年の後期から大体二百万前後の利益が出ておるといふような数字だと思ひます。この二つが一番大きな私の方から売り渡しておる加工利用業者でございまして、あとは香料関係が若干ございまして、ショウノウ油の占める割合は微々たるものでございまして。

○武藤委員 そうしますと、生産業者がつぶれていくのは、自発的に転廃業をするのだからやむを得ない、こゝう理解の仕方になるわけですが、そうなった場合、自由にみんな転廃業していいともいいというんだったら、専売事業からははずしたいじゃないですか。そこはどうですか。やめたら困るのですか。

○小林説明員 私、公社の職員でございまして、ショウノウ専売の円滑なる遂行に当たるのがわれわれの任務と心得ておりますので、できるだけしう脳専売法に基づいてショウノウ事業全体の安定をはかりたい、かように考

えておる次第でございまして。従つて私たちがいたしましては、やめるといふことを現在考えていないのでござい

す。○武藤委員 それはそれでいい。あなたがやめると言へば、あなたは首にな

るし給料がもらえなくなつてしまふんだから、やめてもいいといううなことは言へぬと思う。そこで総裁にお尋ねしますが、今の問答を聞いておつていただいて、ショウノウというのは野たれ死にするまで生産業者をほうっておくようなことでは困るし、そうかといつて収納価格を引き上げて生産費を償うだけの価格にしてやるということがむずかしいといふことになると、ショウノウ事業といふのは一体なぜ専売にしておるのかといふ理由がわからなくなつてくる。一体専売制にしておく方がいいのか、それともこの辺ではずしてしまつて自然淘汰の中に飛び込ました方がいいのか、その辺をもうそろそろ再検討する時期が来たような気がしますが、総裁

いかに思ひますか。○阪田説明員 ただいま塩部部長からお答えしました通りでありまして、専売公社といたしましては、現在の専売制度の円滑な運営をはかつていきたいと考えているわけでありまして。現状におきましてショウノウ専売事業がありまして、その結果としてショウノウの需給の調整あるいは需給の確保といったような措置がされておりますので、そういう意味でショウノウ専売は御承知のように国の財政収入を上げるという目的には全然入っておりませんけれども、現状におきましてはやはり存続して私どもとしてもやめていくべき

ものであるというように考えているわけ

でございまして。○武藤委員 財政収入にショウノウは全然考えていない。それではショウノウは何のために専売にしておるのですか。専売にしておる主たる目的は何

ですか。○阪田説明員 これは、御承知のようにショウノウ専売は台湾に専売事業といふのがありまして、その当時からこちらでやつておつた制度であります。現状におきましてはやはりショウノウの需給の安定、調整をはかつておる、こゝういふ使命を持つてやつておると御了承願いた

す。○武藤委員 需給の調整をはかると言つたつて、雑貨とか、自転車とか、自動車とかいろいろあるが、そういう方面の私企業は需給の調整をはかるといふ資本主義の原則は当てはめられないわけでは。しかしこのショウノウの問題は、国家の力によつて、買い受けから輸出から売り渡しまで一切の権限を国家が持つてゐるわけでは。何のためかといふと、単なる需給の調整をはかるといふと、専売にしているというが、何かもつと大きな専売にしなければならぬといふ根本理由がなければならぬと思ひます。それはどうなんですか、ないのですか。○小林説明員 それではちよつと私から事務的なことを申し上げます。ただいまの生産から販売、輸出まで公社でやつてゐるのだらうというお話でございまして、これは先ほど私から申し上げましたように、公社で扱っておりま

すものは粗製ショウノウ、ショウノウ油でございまして、これを売つたあとの製品にする製造から加工、販

売それから輸出、これは全然専売の手を離れておりますので、そこまでは公社の統制力はないのでござい

ます。それからお需給調整の問題です。が、現に公社は神戸に倉庫を持つておりまして、ショウノウとショウノウ油の倉庫がございまして、その倉庫に公社の在庫を持つておりまして、三十五年に生産が減りましたが、その前には逆に販売が少なくて生産が普通だ、そのときはストックがたまるが、逆に三十五年度のように生産が減つて販売がもどに返るといふようなときは、そういう在庫で操作をして両方の事業ができるだけ安定していけるようにせつ

か、努力しているといふことは言えるのじゃないかと思ひます。○武藤委員 だからそういう需給関係の安定といふことだけだつたら専売事業にそれを入れておく理由にならないのですよ。もつと積極的な理由がなければならぬと思ひます。そういう点でたとえればばこつたら租税収入を極端に上げるとか、塩だつたら人間の生命を維持するためにだれでも必要なら塩だから、国家的見地から安く買えるようにしてあります。そういうわけがあるわけでは。ショウノウの場合も、そういうものが一体あるのかないのかといふと、どうも要領を得ない答で、私は全く不満です。しかし時間がありませんから、この点はあらためて追及したいと思ひますけれども、とにかく全国の業者が非常に苦しい状態に置かれておるといふ事実は一つ見て下さ

い。それから第二は、加工公社は比較的

収納価格の問題に被害を受けないうな状態にある。そういう公社が価格を

逆算させる基礎になつておつてはけしからぬという議論が第二です。第三は、転廃業しようといふ者に対しては十分何らかの措置を考えなければならぬ。今まで長い間国に協力し、皆さんの希望に沿うような生産を続けてきたのでありますから、弱肉強食のあらしの中、立ち行かないからお前はやめてもやむを得ないといふことでは、専売事業として、あなたは責任者として、どうもだれに聞かなくても通る話ではなさそう、この問題も十分今後の検討に値する問題として御検討願

いたしたいと思います。総裁も、たばこだけではない、森羅万象専売の問題は一切掌握しているはずでありますから、十分御検討願うこととして、質問を終つたと思ひます。○小川委員 村山喜一君。○村山委員 先ほど武藤君からいろいろ質問がございまして、なるべく重複しないように質問を申し上げたいと思ひます。先ほど説明がございましたように、今回収納価格の引き上げがございまして、昭和三十六年度の日本専売公社の収入支出予算案計画によりまして、それそれ損益勘定、事業勘定が出ておるわけでありまして、さきの通常国会で審議いたしました際の政府関係機関予算の内容においては、当時の収納価格を百八十八円という計算で算定されておるのではないかと思ひます。その算定の基礎になりますところから打ち出して参りますと、この損益計算の中におきましては黒字を上げるようになつておつたわけではござい

ますが、今回収納価格が改定されることに

ごさいます。

○村山委員 実態調査の結果は、今回の収納面客によってかなりさがること

の実態であるのか。私がここに資料としてこの前提供を申し上げましたの

は、これは一地方公共団体がやっている実際の原簿から、それだけの原価が必要だといふことで計算をしたもの

持ち出して、この前説明を申し上げたわけですから。それによりますと、三百四

十九円の生産原価がかかるということになる。ところが、専売公社の方では、そんなにかからぬ、今回きめたと

ころの二百二十六円の値段で採算がとれるのだ、こういうような具体的な姿

料をお持ちなんです。お持ちであるならば、その資料をお出し願いたい。

○小林説明員 シヨウノウの生産は、

御承知のように、山元で何十年來の非常に原始的な生産方法をいたしており

ます。従いまして、非常に大きくや
っているところと小さくやっているところでは、その事業によりまして、生

産費の幅が相当あるかと思うのでございませう。従いまして、ただいまおつ

も、われわれの方で生産費調査をいたしやつた三百四十九円というのはどこのかちよつと存じ上げませんけれども、

しておりますのは、前年度の生産費を調査しております。ショウノウについて

ては三十五年度の生産費を調査したものでございまして、それによりますと、三十五年度の平均は、これはネッ

ト・コストでございますが、キロ当たり百八十七円ということになっており

○村山委員　その百八十七円という生産原価の内容が問題になると思うので

す。それは後ほどお出しを願いたいと

思いますが、とにかくショウノウの生産の状況というものは、一番塩部部長が御承知のように、これはよほど大規模にやらない限り、たとえば中越、ブルグがやっておりまうように、他の生産部門との関係において、蒸気を無料に引つ張ってきて、そしてショウノウを製造する方法をとる以外には、現在、たとい五千キロであろうが一萬キロであろうが、その間におけるところの生産原価においては差はないというのが実態です。これは企業能率の上からこれを合理化していくことはよほど大型にしない限り非常に困難である、こういうふうには私たちが実際上から見ていくわけですが、そういうような点から言いますと大きな工場、小さな工場、中型の工場というふうに分けましても、生産原価においてはさほど差はない。ただ山元の事情等において原木の購入がうまくいかどうか、こういうようなところには関係がありまうし、う。しかし、それも国有林があつて、特別に安くしてもらふようなところであれば成り立つていきますが、そうでないところは相当な赤字を出しているといふことは、お認めになつておると思いますが、おもな産地であります九州方面、特に長い間の赤字によつて一番生活が苦しい状態に追い込まれて参りましたのは事業者の人たちであります。鹿児島あたりは事業者は少なうて、兼業農家がやっておりますので、一工場当たりの生産規模も五千キロないし一萬キロ程度でありますけれども、長崎とかあるいは福岡というようなところは事業者が多い、その事業者の諸君がもう今日においては生活保護の状態まで転落して、そういうような

ところから転業資金がほしいんだというのが声として上がつてきたわけですから、それに対して、実情を調査しても、いろいろという声もございましたので、実情調査に行かれたらどう思うのですが、どういふような状況であつたのか、その点をお聞かせ願ひたい。

○小林説明員 私の方のしよう脳課長を八月に、収納価格を要えて直後に、主として九州地区に実情を調べてもらふようにやつたのであります。その報告では、値上げ直後のことでもあつたかと思ひますけれども、大体県連あたりでは、これで一息つけるのではなからうか、こういうような空気があつたように報告を聞いております。

○村山委員 塩部部長は、今収納価格を引き上げたので、それによつて一息つけるだろう、こういうような報告なうでしよう。ところが私が今言つてゐるのは、そういうような過去の収納価格が百八十八円という値段で押えられておつた、その間に原木はどんどんとどんと上がつていった、労務費も上がった、それによつて赤字が出た、従つて生活保護まで転落した状態があつた、だから、そういうような実情をお調べになつて、把握して変えられたいかをお尋ねしているわけですが。

○小林説明員 その問題につきましても、三十五年度あたりの問題かと思ひますが、県連また中央会等々といふ意見もございまして、と申しますのは、これは御承知かと思うのであります、三十三年度非常に販売が落ちまして二千トン台になつて、ショウノウ事業はだめになるのではないかといふ非常な底まで落ちたのであります。そのときに、これはショウノウ事

業全体の大問題であるといふことで、業界全体が数回大議論をいたしました結果、この際はやはり何といつても売れなければ事業は成り立たない、だから売る努力をみなやらないければならぬ、もちろん利用、加工の輸出業者等は、その先端を承るわけでありまうけれども、何と申しましても値段の競争だといふので、結局このとき、いわゆるわれわれの方では緊急対策と申しております、三十四年一月一日、業界全部集まつて相談したのであります。が、いわば忍びがたきを忍んで、この際収納価格も下げる、それだけ販売価格を下げて需要を伸ばすことに業界あつて協力しようといふことで、そういう非常手段のようなことで、このときはいわば政策調整とかでなしに一割下げる、そのかわり需要がもとに戻つてくるようになれば、当然収納価格まで反映させるというふうな話し合ひで、三十四年一月一日に収納価格を約一割引き下げたのです。従ひまして、先ほども忍びがたきを忍んでと申しましたが、業界はほんとうにそのときはそういう空気で、みながしんぼうして業界の立ち直りにお互いに協力一致したという経過でございまして、それがあつても、その間それぞれ業界の方々が苦しかったことは、私としてはもう調べるまでもなくわかつておるつもりでございまして、従つて、今回販売状況が旧に復して、しかもそれを反映して生産数量が減つて参りましたので、その機会をとらえてまた業界とも話し合ひの結果、先ほど申しましたように、収納価格の引き上げを行ないましたやうな実情でございまして。

○村山委員 説明を聞いてゐるうちに、三十三年に価格を一割下げた、そのために生産業者が非常に苦しい状態に陥つたといふことはお認めになつたやうであります。業者が苦しい状態になつたといふことは、販売面において売れ行きがよくないので協力願ひたいといふことで、専売の力によつて業者の人たちにその料金をのましてしまつた、こういうことから生まれてきたわけなんです。その点はそういうふうなまづすぐ受け取らないと……生産業者は専売公社にしか売れないのです。それが、専売公社としては独立採算という立場に立つがゆゑに、そういうやうな制度をとつてきた。そのために生活保護にまで転落した人もおる。そして手のつかないやうな人たちもおる。こういうやうな事態が出てきたことは、やはり専売公社が責任を持つて、その点については総裁どうですか。

○阪田説明員 収納価格の問題につきましても、先ほど来塩部部長からいろいろ御説明申し上げておる通りの状況でありまして、公社といたしましては、先ほど申し上げたやうに、粗製ショウノウあるいはショウノウ油の買入れ、売り渡しをやりまして、その需給の調整、安定をはかつておるわけでありまして、価格の点につきましても、先ほど来いろいろお話が出ておりますように、公社としてはショウノウ油あるいは粗製ショウノウを買入れ、売り渡ししておりますが、最終の需要はショウノウ製品として需要があるわけでありまして、需給の調整と申しましても、最終の需給が結局こ

れに反映して参るわけでありまして、から、長期間をとつてみまして、製品の需要が非常に少ないという場合には、やはり大きな目で見て需給の調整をはかるやうな価格で買入れ、売り渡しをやつていかなければ、結局公社で赤字を埋めるといふことが、財政負担によつてこの間の差を埋めなければやつていけない、こういう形になるわけでありまして、先ほど来お話がありましたように、公社のショウノウ事業の関係としては、独立採算と申しますか収支が合うやうにやつていく、また全体のショウノウ製品あるいは原料のショウノウ、この需給につきましても、結局最終需要の大勢というものに反した措置はできないわけでありまして、こういうやうな状態で、先ほど来いろいろお話がありまして、いろいろなところとむずかしいところではありましたが、業者の方にもその辺のところを忍んでいただきまして、今日まで切り抜けてやつてきた、こういうことになつておると思ひます。

○村山委員 財政負担はしないんだ、収支相償う形において、独立採算の形で運営していくところに問題がある、こういうふうな答弁から出てくると思ひます。ところが、ことしの専売公社の事業の損益の計画を見ても、なるほどたばこにおいては千五百二十億円の収益を上げ、ショウノウにおいてはとんとん、一千萬円くらいの黒字を上げてゐる。ところが塩においては二億八千五百八十四萬四千円の欠損を見込んで全体の計画が立つておる。価格については、たばこの収納価格についてきめ方と、それから塩についての価格のきめ方、それにショウノウに

ついでに価格のきめ方に比べてみますと、たゞ専売法によると「収納の価格は、毎年公社が定めて、あらかじめ公告する。」という事は、これははかの二つのものと同じであります。しかしながら、たゞこの場合は「前項の価格は、生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない。」というふうな規定がございまして、ところがショウノウにいたしましては塩にいたしましては「前項の収納の価格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。」というふうなふうなきめられていて、片一方、塩においては二億八千万円の赤字を出し、ショウノウは独立会計でやっている。たゞこの方は収益専売としてやっていると、こういうふうな、専売においてもそれぞれ立場が違ふ形をおとりになっているわけですから、そうなる参りますと、今度、先ほどからお認めになつていらつしやいますように、ショウノウ生産業者があくまでも専売公社に売らなければならぬわけですから——これは法律によつて規定づけられていて、値段が下がらうが下がらまいが、一方的にあな方がきめられた値段によつて売らなければならぬ。そして、それによつて売った結果、赤字が出て非常に苦しい状態に追い込まれてきた。なるほど専売公社としては、それは国際価格の問題もあるし、第二次加工公社の問題もあるの、そういう値段をきめなければならぬのだという事はわかりました。それはわかります。しかしながら、そういうふうなみすみす赤字になることを承知しながら、生産業者

からそういうような不当な価格で取り上げておつた、こういうようなことが一方には言えると思う。それで、専売制度の問題について、専売制度調査会の方で答申が出ましたように、ショウノウについてはもうこの際専売は廃止すべきだ、廃止する以上はそれに伴う補償金を出すべきだ、こういうふうな答申が出たわけですよ。だから、やはり今後のショウノウの専売の問題は、それは専売公社の總裁としては、そういうような専売制度の上からとていきたいという事はお考えになつてい下落をし、そしてにちもさつちもやつていけないような生産者の収納価格で押えつなければならぬということになつたら、そのときにはまた問題が出てきますよ。そういうふうな点から考へて、こういうようなものは、国内産業を保護していくのだという立場がない限り、専売制度を続ける意義はないと思う。この点について總裁は、どのような立場から、この専売制度を今後も堅持していくのだという、根本的なものをお持ちになつていらつしやるのですか、その点をお尋ねいたします。

○阪田説明員 専売制度につきまして、たゞ専売、塩専売、それからショウノウ専売、それぞれ多少意義といひますか、形の違つた点のあることは御承知の通りであります。たゞショウノウ専売といひまして、先ほど来申し上げておりますように、粗製ショウノウあるいはショウノウ油の需給の調整、安定をはかつていくというふうな使命を持っております。現在、専売事業の運営にあたつており

ます私どもいたしましては、これができるだけ円滑に運営して参りたいという事を考へておるわけでありまして、制度の問題としてこの専売事業をどういふふうな直していかうというふうな問題につきましては、これは私どもの方から申し上げるべきことではないと思ひます。御答弁は差し控えたいと思ひます。

○村山委員 その制度の問題につきましては、この国会において、議院の立法権に基づいて、今後私たち自身においても検討をしていかなければならぬ問題だと思ひます。それはまた後の機会に申し上げることにいたしますが、最後にお尋ねをいたしたいのは、第二次加工公社として私たちが承つておりますものは、先ほど申し上げました日本樟腦、再製樟腦、それに高砂香料のほか、大日本セルロイド、タキロン化学、筒中プラスチック、太平洋化学、日本樟腦販売株式会社あるいは小林製薬、こういうふうなものがあつたように承つておるわけですか。そういうものと、これは専売公社から原料をもらわないで、外国の原料を輸入いたしましたして、それによつて第二次加工品を作つておる会社が、先ほどの三つ以外の会社になつておるのですが、輸入については、専売公社あるいはこれが委託をしたものが原料を輸入することができ、こういうことに法律の上ではなつておるようでありまして、そういたしますと、大日本セルロイドを初めとするほかのいわゆる第二次加工公社といわれるところは、どういふようにして製品を作つておるのか、その実情はどのようになつておるかを承りたい。

○小林説明員 ショウノウに關する分を申し上げますと、先ほども触れたかと思うのでありますが、日本樟腦と再製樟腦から、日本セルロイドを初めとする、今申されたそれぞれの会社が原料として買つておるということになつております。

○村山委員 そういたしますと、専売公社が取引をしてゐるのは日本樟腦と再製樟腦であつて、そこで作り出した精製ショウノウ等をそのほかの加工公社が買ひ付けてやつてゐる、こういうように受け取つていいわけですね。

○小林説明員 その通りでございます。なお先ほど村山委員もおつしやいました、高砂香料その他油関係でわずかつつ使つておるものは二、三あるかと思ひますが、大きいのはその二つでございます。

○村山委員 輸入との關係はどうですか。特に關稅定率法に示されてゐる原料が、稅率において價格が非常に低いのやうでございますが、輸入をする場合の業者の便宜を考へてゐるのか、その点はどのやうなことになつておるのですか。

○小林説明員 天然ショウノウは、御承知のやうに台灣、日本の特産でございますので、その輸入はございせんが、公社の扱つておるものは、それぞれ精製ショウノウ並びにショウノウ油でございますので、これらの輸入がもしあるとすれば、これは當然公社または公社の委託を受けたものでなければできないことになつております。しかしこれは相手はおそらく台灣——現在では台灣ぐらゐなものですから、あとあるとすれば合成ショウノウでございます。

ますが、合成ショウノウは、数年前にショウノウ業界が非常によかつたときに若干輸入したことはございしますが、合成ショウノウはもろろん精製ショウノウでございますので、精製ショウノウの輸入ということになりますと、公社が許可をして業者が輸入をする、こういうやうな制度上はなつておりますが、現在のところはもう全然ございせん。

○村山委員 時間がございせんので、専売制度に對するところの問題並びにその根本的な考へ方の問題から発して、途中で軋廢業をしなければならなかつた、そういうやうな状態に追い込まれた人たちの補償の問題等につきましましては、またあらためて次のときに論じて参りたいと思ひますので、保留をさしていただいて、きようはこれで終わらしていただきます。

○小川委員長 次会は十八日午前十時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時九分散會

昭和三十六年十月二十一日印刷

昭和三十六年十月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局